
< 緑 化 協 議 編 >

I 緑化協議の目的、対象及び手順

1 緑化協議の目的

本市では、共同住宅・事業所・公共公益施設などを対象に、設置目的や立地する周囲の環境などの諸条件に応じ、地域性を反映した個性的で付加価値の高い緑を保全・創出・育成させ、全市的な緑の水準の向上を図ることを目的として、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づいた緑化協議を義務付け、「川崎市緑の基本計画」による緑化の推進に取り組んでいます。

2 対象となる事業と確保すべき緑化面積率

(1) 対象となる事業

緑化事業のうち本市の緑化協議の対象となる事業及びその規模は、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」第31条及び同条例施行規則第22条のとおりです。

協議対象事業及びその規模（再掲）

対 象 事 業	規 模
共 同 住 宅	事業区域面積が500平方メートル以上で、かつ、計画戸数20戸以上
事 業 所 (店舗・倉庫・オフィスビル・研究所等)	建築敷地面積1,000平方メートル以上
公共公益施設	建築敷地面積1,000平方メートル以上

※キッチン、トイレ、風呂が設置されている居室を一戸とします。社会福祉施設、社員寮、学生寮等においても、居室が20戸以上となる場合は、共同住宅の事業に該当します。

※共同住宅と事業所が一体となった事業において、共同住宅の規模を満たす場合には、共同住宅の事業に該当します。居室の数が20戸を下回る場合で、事業所の規模を満たす場合には、事業所の事業に該当します。

※建築基準法に基づく一団地の認定を受けた事業は、認定を受けた区域での建築敷地面積かつ計画戸数が各対象事業の規模を満たす場合、緑化協議の対象となります。

※建築確認申請を伴う増改築は全て緑化協議の対象となります。共同住宅の敷地内で駐輪場等の増改築を行う場合は、既存の共同住宅が事業区域面積500平方メートルかつ20戸以上であれば緑化協議の対象となります。

※計画地が本市と他都市にまたがる場合は、本市域内の面積及び計画戸数が対象規模以上であれば緑化協議の対象となります。

(2) 確保すべき緑化面積率

緑化協議の対象となる事業については、事業ごとに確保すべき緑化面積率を定めています。市街化区域内及び市街化調整区域内の緑化面積率は次のとおりです。

ア 市街化区域内

対 象 事 業	緑 化 面 積 率
公 園	(街区公園程度) 30%以上
共 同 住 宅	建築敷地面積の20%以上 (近隣商業地域及び商業地域は、建築敷地面積の10%以上) ※用途地域がまたがる場合は面積按分とします。
事 業 所	建築敷地面積の10%以上
公共公益施設	建築敷地面積の10%以上

※都市計画法に基づく地区計画において、本基準より多くの緑化面積率が定められている場合には当該地区の地区計画の基準によるものとします。

※川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、緑化面積率を目標として設定している場合は、その面積率以上となるよう努めてください。

※公共公益施設は、市域緑化の先導的役割を担っていることから、できる限り建築敷地面積の20%以上の緑化を行ってください。

※事業区域又は建築敷地の設定は同一事業者の土地が隣接する(道路を挟んだ先までを隣接として考える)場合、同一の敷地と設定することができます。緑地面積はそれぞれの建築敷地面積で必要な緑化面積率をとることが望ましいですが、全体で必要緑化面積率を確保できれば良いこととします。

イ 市街化調整区域内

対 象 事 業	緑 化 面 積 率
事 業 所	1. 5ヘクタール以上の教育文化施設又は研究開発施設及びこれらの付帯施設である建築物については、建築敷地面積の40%以上。
公共公益施設	2. 屋外運動・レジャー施設(都市計画法第4条第11項及び同法施行令第1条第2項第1号で定める第2種特定工作物)並びにこれらに類する施設規模が10,000平方メートル未満の施設については、建築敷地面積の40%以上。 3. 1、2に該当しない場合は建築敷地面積の30%以上。

※臨海部かつ市街化調整区域内で事業を行う場合は、市街化区域内の緑化面積率と同等とします。

（３） 緑化の制限がかかる事業における協議について

事業所及び公共公益施設の建設時において、以下の「対象事業」に該当し、かつ敷地内の緑化に努めたが緑化面積率又は植栽本数の基準の達成が困難となる場合は、緑の量的水準の緑化面積の考え方について緩和を行います。

対象事業

- ア 以下の法令に定める施設を建築する事業で、緑化が困難なもの
 - （ア）消防法で定める危険物の貯蔵所、製造所、取扱所のうち、危険物の規制に関する政令で定める空地を設置するもの
 - （イ）火薬類取締法で定める製造施設、火薬庫を建築するもの
 - （ウ）電気事業法で定める一般電気工作物、事業用電気工作物、自家用電気工作物を建築するもの
 - （エ）建築基準法で定める仮設建築物
 - （オ）河川法で定める河川区域のうち、植樹の規制がある区域に施設を建築するもの
 - （カ）鉄道事業法で定める鉄道施設を建築するもの
 - （キ）道路法で定める道路及び道路の附属物を建築するもの
 - （ク）港湾法で定める港湾施設を建築するもの

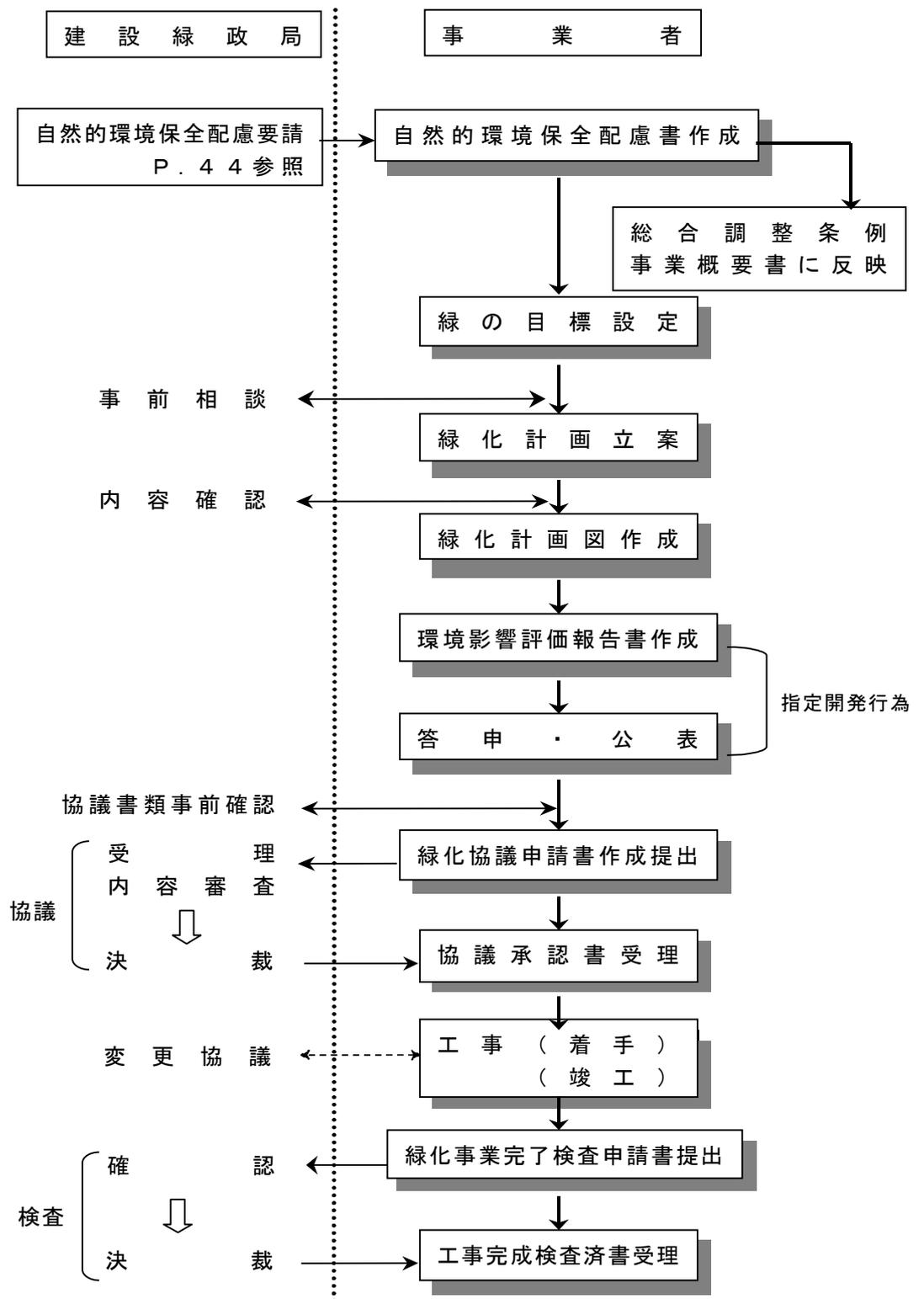
- イ 緑の回復、公園緑地等の技術指針施行前に建築を行ったもの
緑化指針の旧基準である「緑の回復、公園緑地等の技術指針（昭和50年4月1日）」
施行前に完成した建築物のうち、増築及び改築を行うもの
※仮想敷地の制度を利用し協議を行っていた物件を含む

- ウ その他緑化が困難であると判断されるもの

3 緑化協議の手順

対象事業者は、次のフローチャートに沿って協議し、事業を行ってください。
協議書類等の詳細は、「緑化協議の手引き」を参照してください。

緑化事業のフローチャート（再掲）



II 緑化協議における技術基準

1 植栽基準と計算方法

(1) 緑化面積の考え方

必要緑化面積は、対象の建築敷地面積に緑化面積率を乗じて得た面積とします。

$$\text{必要緑化面積} = \text{建築敷地面積} \times \text{緑化面積率}$$

緑化面積は緑化地、多様な緑化手法及び保全される緑地により構成された面積とします。

(P. 71 「III 用語の定義と解説」参照)

$$\begin{aligned} & \text{緑化地の面積 (緑化地面積)} \\ & + \\ \text{緑化面積} = & \text{多様な緑化手法で確保する面積} \\ & + \\ & \text{保全される緑地の面積} \end{aligned}$$

緑化地面積は、緑化面積から保全される緑地を引いた面積の2分の1以上は確保してください。また、緑化地面積より多様な緑化手法で確保する面積が上回らないようにしてください。ただし、商業地域及び近隣商業地域においてはこの限りではありません。

$$\begin{aligned} \text{緑化地面積} & \geq (\text{緑化面積} - \text{保全される緑地の面積}) \div 2 \\ \text{緑化地面積} & \geq \text{多様な緑化手法で確保する面積} \\ \text{※商業地域、近隣商業地域はこの限りではない} \end{aligned}$$

なお、大景木植栽の場合は、必要緑化面積の2分の1以上の緑化地面積を確保した上で、必要緑化面積を充足する本数までは計上できるものとします。

※緑化地の詳細はP. 63 「2 緑化地について」を参照してください。

(例) 必要緑化面積 100 m² 保全緑地なし
 多様な緑化手法 大景木植栽を用いて緑化面積を確保する場合
 ※大景木 6 m 1本あたりの面積 (3 × 3 × 3.14) = 28.26 m²

 緑化地 50 m² + 多様な緑化手法 大景木 6 m を 2本植栽
 緑化地 50 m² + 大景木 2本 56.52 m² = 106.52 m²
 →必要緑化面積の2分の1以上の緑化地面積を確保しているので OK

(2) 植栽本数の基準と樹木の規格

高木、中木、低木をそれぞれ必ず植栽してください。高木、中木、低木の植栽本数の基準は、下記の計算式のとおりです。また、緑化地には裸地がないように地被植物を植栽してください。なお、保全される緑地内に植栽することはできません。計画地の状況等からやむを得ず保全される緑地内に植栽する場合は、その植栽地は新設される緑地としての扱いとなります。

$$\text{植栽本数} = (\text{緑化地面積} + \text{屋上緑化面積}) \times \text{緑化樹木の規格ごとの係数}$$

※少数以下は切り上げ

高木・中木・低木の係数について

	規格	係数	備考
高木	「緑化樹木の標準規格」を参照	0.08本/m ²	※基準どおりの本数が植栽できない場合には、樹木換算表により異なる規格の樹木で代替することができます。ただし、基準で算出される本数の半分を超えて代替することはできません。
中木	同上	0.16本/m ²	
低木	同上	0.48本/m ²	

樹木換算表

	高木	中木	低木
高木 1 本に対して	—————	2 本に代替	6 本に代替
中木 1 本に対して	1 / 2 本に代替 ※中木 2 本分で 高木 1 本	—————	3 本に代替
低木 1 本に対して	1 / 6 本に代替 ※低木 6 本分で 高木 1 本	1 / 3 本に代替 ※低木 3 本分で 中木 1 本	—————

緑化樹木の標準規格（再掲）

下記の表で定める形状寸法を満たす樹木を植栽してください。

	形 状 寸 法			備 考 ※植栽密度は目安です。
	樹 高	目通周	葉 張	
高木 (大景木)	3.0 m 以上 (6.0 m以上)	0.18 m 以上 (0.4 m以上)	0.8 m 以上 (2.5 m以上)	緑化の目的、樹種に応じた間隔 (3～6 m程度) とします。
中木	1.5 m以上 3.0 m未満	——	0.3 m以上	生け垣の場合は、2～3本/m程度と します。
低木	0.3 m以上 1.5 m未満	——	0.3 m以上	寄植えを行う場合には、 葉張(0.3～0.5 m)に応じて、 4～10株/m ² 程度とします。 草本類は認められません。
地被 植物	——	——	——	コンテナ栽培樹木を使用する場合は、 44株/m ² 程度とします。 竹・笹類も地被植物に含まれます。

※目通周とは、樹木の幹の周長で根鉢の上端より1.2 mの位置を測った値となります。

1.2 mの部分に枝が分岐している場合は、その上部を測ります。

※株立ちの目通周は各幹の目通周の合計を0.7倍した値とします。

※高木で樹高、目通周及び葉張のどれか1つでも満たしていない場合は、中木扱いとします。

※環境省が公表している「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に掲載されている樹木等は植栽しないでください。また、ビャクシン属の植物は梨の赤星病の中間宿主となり、生育に影響を及ぼすため、植栽しないでください（川崎区・幸区は除く）。その他の外来種の植栽についても、配慮してください。

2 緑化地について

(1) 平面上の考え方

緑化地は高木、中木、低木の樹木及び地被植物で覆われている植栽地とし、地被植物のみの植栽地は緑化地とすることができません。ただし植栽地ごとに高木、中木、低木の全ての種類が入る必要はありません。

また、地被植物以外のもの（玉砂利、碎石など）が敷かれている場合は、緑化地として認められません。緑化地内に構造物や柵、マンホール、縁石、基礎、電柱等がある場合には、緑化地面積から控除してください。

※緊急時のみ使用する通路で、樹木と一体となった場合であれば、緑化地とすることができます。通常使用する通路は緑化地とすることができません。

※専用庭で、樹木と一体となった緑化地であれば緑化地とすることができますが、他の緑化地と同じように、引き渡し後も良好に維持管理していただくことが条件となります。

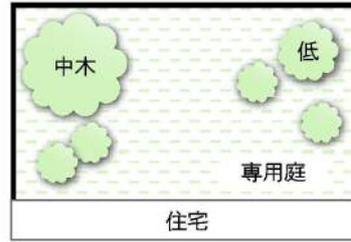
※緑化ブロックによる駐車場緑化は、緑化地とすることができません。

緑化地面積となります。

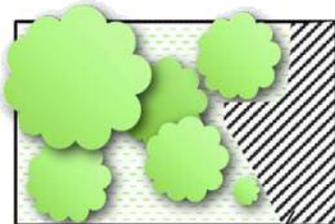


芝生等の
地被植物

専用庭の場合、樹木と一体となった
緑化地であれば緑化地面積となります。

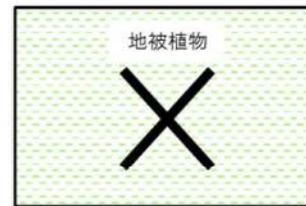


斜線部分（裸地）は緑化地面積と
認められません。



裸地

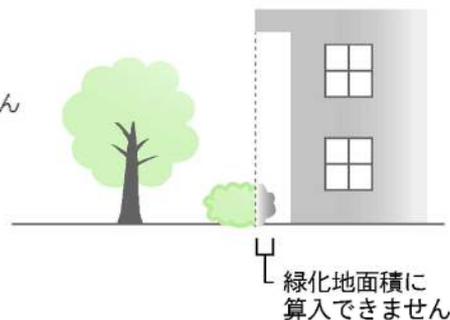
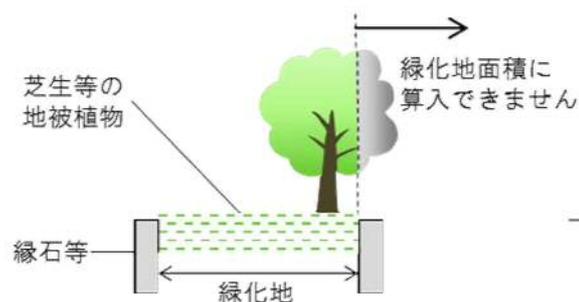
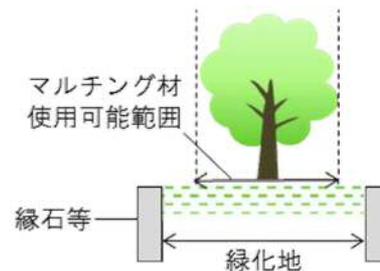
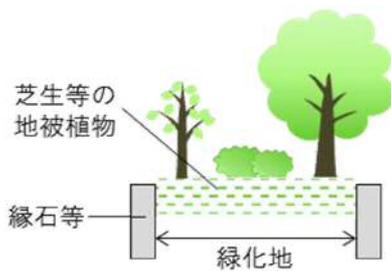
地被植物だけの植栽地の場合は、
緑化地面積と認められません。



（２）立面上の考え方

縁石等の構造物の内側が緑化地の範囲となります。建物の軒下、バルコニー下等は緑化地面積に算入できません。

なお、樹木を保護する目的のグレーチング、マルチング材（ウッドチップ、パークチップ）及び芝生保護を目的とした芝生保護マットについては地被植物と同じ扱いとします。ただし、マルチング材の使用可能範囲は葉張りの真下までとします。



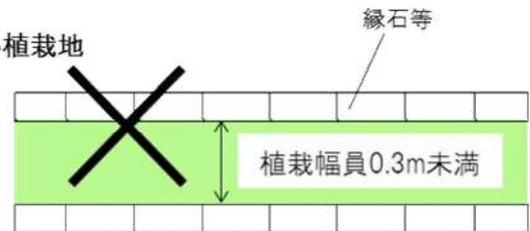
(3) 勾配・幅員

植栽地の勾配は30度未満としてください。
また、植栽地の幅員は0.3m以上としてください。

斜面地の植栽地



細長い植栽地



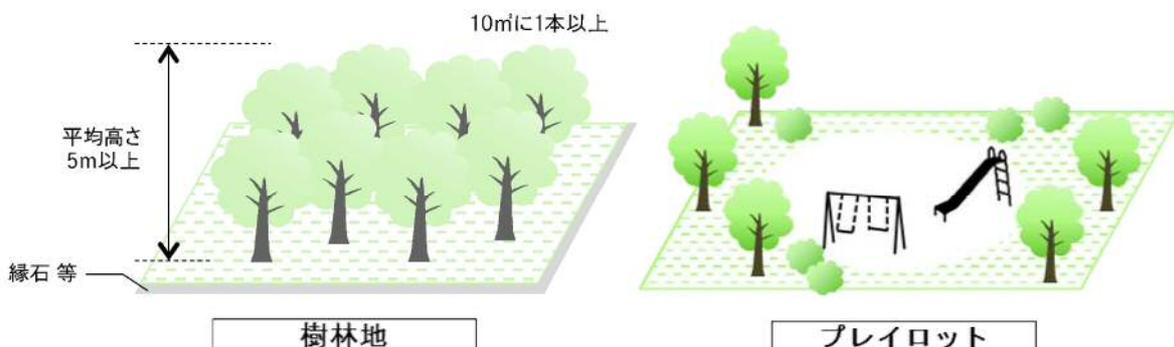
3 保全される緑地

敷地内に存在する植栽地や樹林地を残す場合は、保全される緑地として緑化面積に算入することができます。なお、保全される緑地は以下の内容に該当する場合があります。

- ア 樹林地や竹林を残す場合（平均高さ5m以上の樹木又は竹が10平方メートルに1本以上の割合でまとまって存する土地をいう。）
- イ 建替え、増築、改築で既存の植栽地を残した場合かつ裸地部分は植物で覆われて樹木と一体となっている場合
ただし、緑地全体で緑の量的水準により算出される樹木本数を合算した数量の半数以上の樹木が存地していること、かつ、個別の緑地で樹木が1本以上存地していること。
- ウ 一般に公開されているプレイロットなどがある場合

なお、保全される緑地は、新規緑化地の樹木（高木、中木、低木）の植栽本数を計算するための緑化地面積から除外されます。ただし、新設される緑地に植栽を行う必要のある樹木を、保全される緑地に植栽することはできません。

また、保全される緑地内に排水樹等の構造物がある場合は、面積から控除してください。



4 多様な緑化手法

多様な緑化手法で確保する面積は、事業により計画される緑化面積の2分の1以下とする必要があります。ただし、近隣商業地域及び商業地域においては、この限りではありません。
また、保全される緑地においても多様な緑化手法として面積を計上することができます。

(1) 接道部緑化

接道部緑化は道路空間と一体となった緑化で、次の条件を満たすことにより、接道部分の緑化地面積を1.5倍に割り増しして計上することができます。

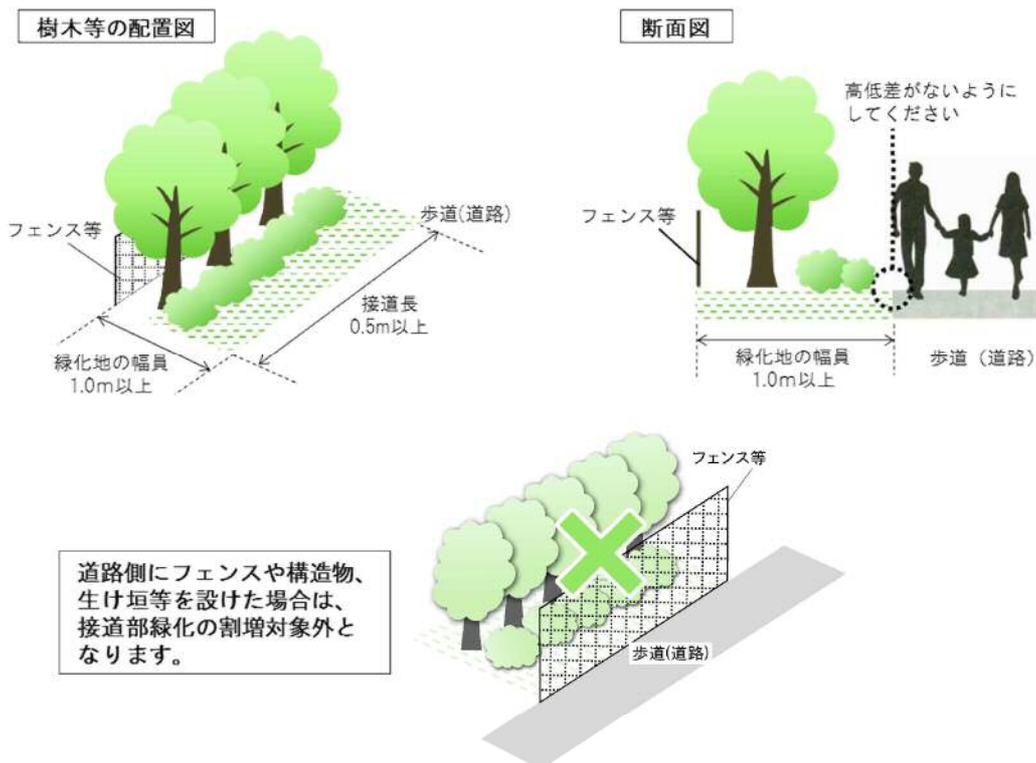
※道路空間とは、道路法第3条第1項の各号に掲げる道路（ただし高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）、河川管理用通路及び蓋掛けされた水路等、一般の通行の用に供しているものを指します。（私道は含まない）

※接道部緑化の前面（歩道・道路側）に生け垣植栽を設けた場合は、見通しが悪くなるため接道部緑化の割増対象外となります。

※接道部緑化の対象地内に排水樹等の構造物がある場合は、控除を行った面積に対して割り増し計算をしてください。

[条件]

- ア 接道長が0.5m以上確保されていること。
- イ 緑化地の幅員が1.0m以上確保されていること。ただし幅員は接道長の2倍まで、最大10mまでとする。
- ウ 道路側から低木、中木、高木の順に樹木が配置されており、道路からの見通しが妨げられていないこと。
- エ フェンスや構造物等により道路からの見通しが妨げられていないこと。
- オ 道路と緑化地の高さが概ね同一（0.5mまで）であること。



(2) 生け垣植栽

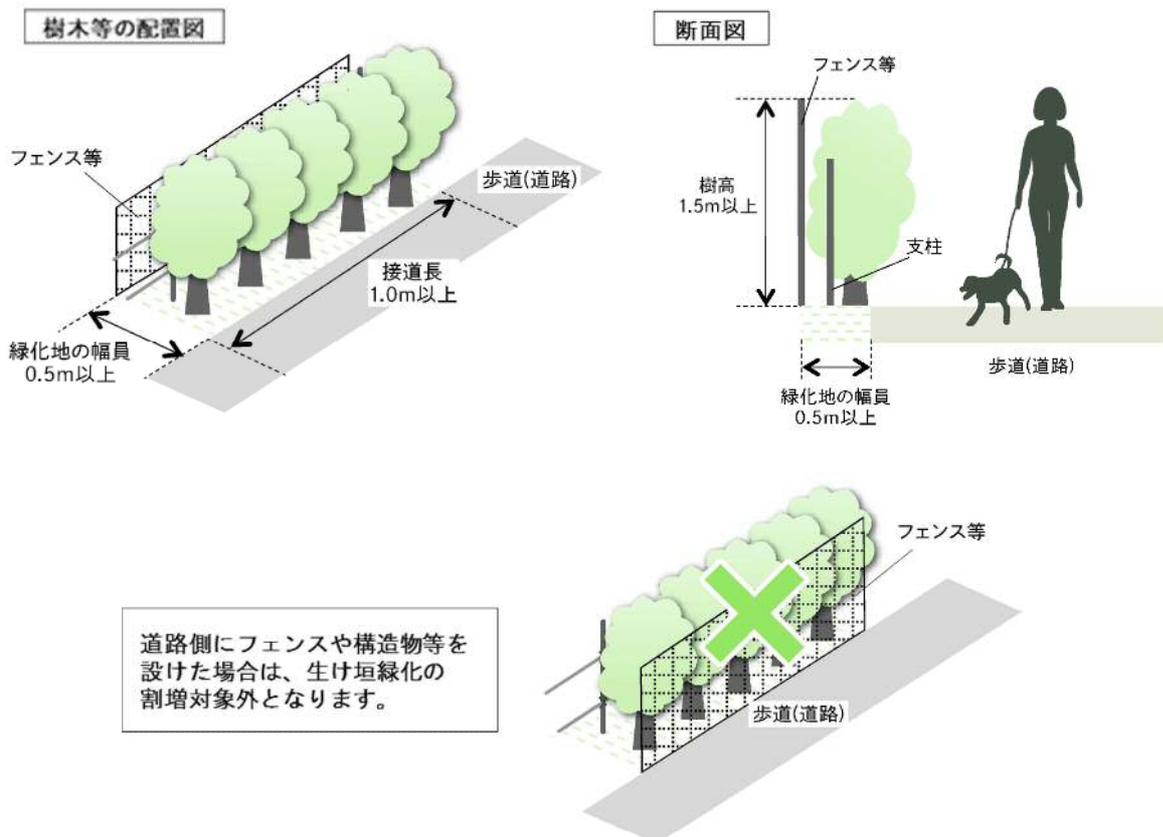
接道部に生け垣（高さ1.5m以上3.0mまで）を行った場合で、次の条件を満たすことにより、生け垣の高さ×延長の面積を緑化面積として計上することができます。

※既存の生け垣を緑化面積として計上する場合、樹木が健全な生育をし、連続性がもたれ、協議時点での生け垣平均高を計上するものとし、高さの限度は3.0mまでとします。

※接道部緑化に加え、生け垣植栽も同時に割増するには、それぞれの条件を満たし、かつ接道部緑化の後方に生け垣植栽を設ける必要があります。

[条件]

- ア 接道長が1.0m以上確保されていること。
- イ 緑化地の幅員が0.5m以上確保されていること。
- ウ フェンス等により道路からの見通しが妨げられていないこと。
- エ 道路と緑化地の高さが概ね同一（0.5mまで）であること。
- オ 中木の植栽密度が2～3本/m程度となっていること。
- カ 新植の場合は、生垣支柱又は布掛支柱等を設置するものであること。

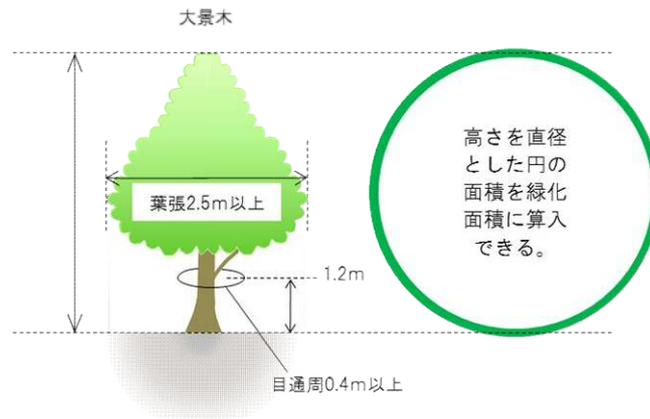


（３）大景木植栽

大景木（高さ6m以上、目通周0.4m以上、葉張2.5m以上の高木）を植栽した場合には、高さを直径とした円の面積を緑化面積として計上することができます。

※円の面積の算定式… $\{(高さ \times 1/2)^2 \times 3.14\}$

※既存の大景木を緑化面積として計上できる条件は、樹木が健全な生育をし、高さ、目通周、葉張がそれぞれ大景木の規格を満足している場合で、協議時点の高さを直径とし、高さの限度は8.0mまでとします。ただし、当初協議でこれを超える樹高の樹木を植栽した場合は、その高さに2.0mを加えた高さを限度とします。



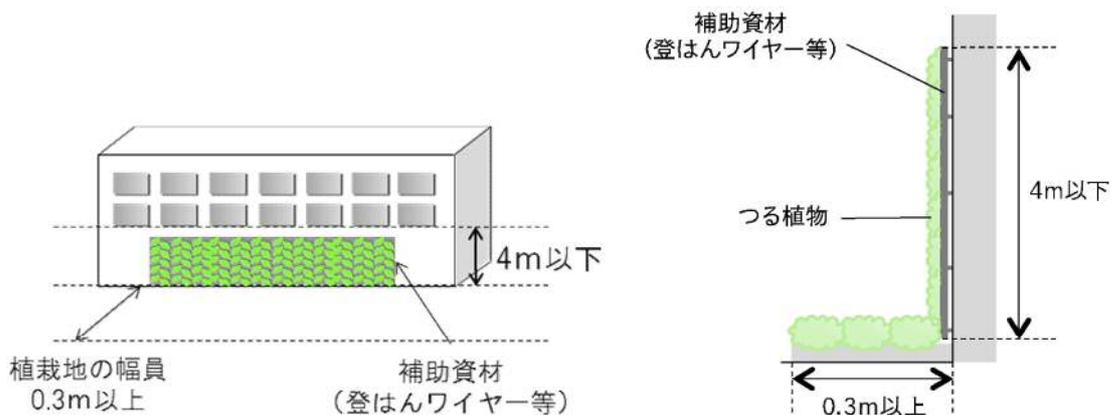
（４）壁面緑化

建築物の壁面や擁壁につる植物等で緑化を行った場合、次の条件を満たすことにより、壁面の高さ×延長の面積を緑化面積として計上することができます。ただし、高さについては、4.0mを超えて計上することはできません。また、つる植物については、検査時に全て覆われている必要はなく、登はんワイヤー等の補助資材が施工されていれば、緑化面積として計上することができます。

※つる植物の植栽間隔は、樹種によっても異なりますが3～4本/m程度としてください。

[条件]

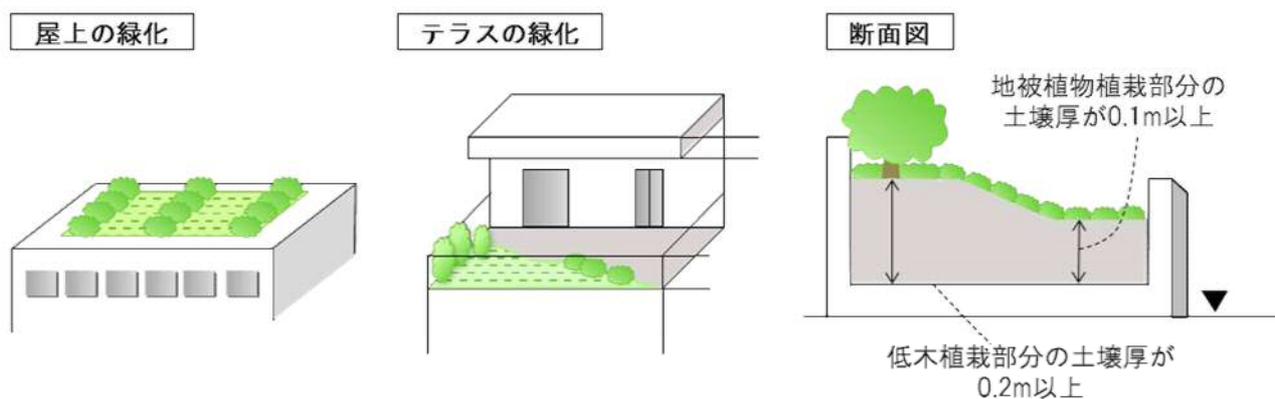
- ア 敷地外（公道等）から目視可能な部分であること。
- イ 植栽地の幅員は0.3m以上確保されていること。
- ウ 登はんワイヤー等の補助資材が設置されており、植物による被覆が可能な材質、構造であること。



（５）屋上の緑化

地被植物のみでなく樹木の植栽をあわせて行った場合は、屋上緑化、テラス等の緑化部分を緑化面積として計上することができます。ただし、植栽地を設置する場所には、階段やタラップなどを整備し、植栽地の維持管理を行うことができるようにしてください。（屋根緑化は不可）また、維持管理に必要な施設（灌水施設等）を整備してください。

※屋上緑化の場合のみ、プランターでの緑化を認めます。ただし、重量30kg以上のプランター（連結式のプランターの場合は、連結後の総重量が30kg以上となり、プランター同士をボルト等で固定しているもの）を使用する場合があります。



（６）農地、花壇又は水辺地

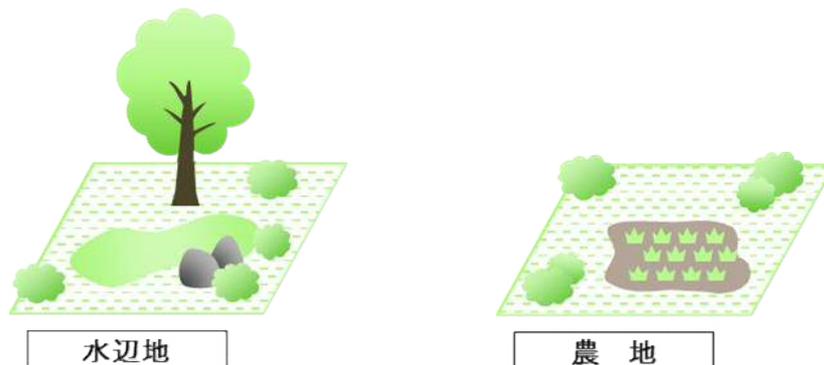
農地、花壇又は水辺地を緑化面積として計上することができます。

ただし、農地及び花壇については年間管理計画を協議書に添付する必要があります。

※水辺地は、多様な動植物の生息・生育環境と一体となっているものに限りません。

※既存の農地は、耕作されている場合に限りません。

※花壇については、年間を通じて、適宜植え替えなどを行うことにより、相当の期間（おおむね6か月以上）植物が植栽された状態にある場合に限りません。



5 臨海部の特例

臨海部については、以下のような緩和措置があります。

※臨海部とは、主要地方道東京大師横浜線（産業道路）から東側（海側）となります。



(1) 多様な緑化手法等の考え方

- ア 「屋上緑化」、「壁面緑化」については、緑化面積の50%以上の緑化地面積を確保せずに、緑化面積として計上することができます。
- イ 他法令（消防法、危険物の規制に関する政令等）により、施設用地に樹木を植栽することに対し規制がある場合は、緑化面積の50%以上の緑化地面積を確保することを前提に、芝生等の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る)で表面が被われている土地を緑化面積として計上することができます。

(2) 敷地外緑地について

- ア 臨海部で現に立地している施設で、増改築等により面積を増加させるもので、敷地内緑化に努めた上で、かつ敷地内に未利用部分がない場合に、緑化面積の50%以上の緑化地面積を確保することを前提に、敷地外に整備する緑地を緑化面積として計上できます。

$$((\text{建築敷地面積} + \text{緑化を行う用地の面積}) \times 10\% \text{以上} = \text{緑化面積})$$

- イ 敷地外緑地の設置場所は、川崎区内とします。ただし、市民の公共の福祉に寄与すると市長が認めた場合はこの限りではありません。
※自社の所有地以外に緑化を行う場合は、事前に緑化協議担当課に相談してください。
- ウ 敷地外緑地を設置する場合、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則第22条3項に示す緑化地等表示板（第20号様式）を掲出して下さい。
- エ 敷地外緑地は、新たに創出する緑地について適用するものです。

Ⅲ 用語の定義と解説

<緑化協議編>で使用している用語の意味や内容は次のとおりです。

緑化協議…川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第31条第1項に基づき行う協議。

緑化協議書…川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則第22条に規定される、
開発事業等の計画に関する事前協議書（第19号様式）、及び附随する添付図書。

宅地の開発…共同住宅等を建築する際に都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可
が必要となる行為。

住宅の建設…都市計画法第29条の許可を必要としない共同住宅の建築行為。

これらに類する行為…「宅地の開発」や「住宅の建設」以外の建築行為。

事業区域面積…建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第1号に定める面積。

建築敷地面積…建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第1号に定める面積。

公共公益施設…国、県又は川崎市の管理する施設（住宅は除く）。

事業所…住宅及び公共公益施設以外のもの。

緑化…緑を創出するための人為的な行為。

緑化面積…緑化指針に基づき計画される緑化の総面積。①緑化地、②接道部緑化の割り増し部分、
③生け垣緑化の立面積の部分、④大景木の樹高を直径とする円の面積、⑤壁面緑化、
⑥屋上緑化、⑦農地及び花壇または水辺地の総面積。

緑化地…地面における「樹木」と芝その他の地被植物で被われている一団の土地。

緑化地面積…計画される緑化地部分の総面積。

裸地…樹冠や地被植物で覆われていない部分。

新設される緑地…建築行為に伴い設置される植栽地。

保全される緑地…敷地内に存在し、建築行為の後も残される植栽地、樹林地、プレイロット。

プレイロット…共同住宅の敷地などに設置し、遊戯施設を備えた自主管理による子供の遊び場で、
公開性の高いもの。

樹木…計画・設計編 IV緑化樹木の植栽基準 「緑化樹木の規格」に規定される高木、中木、低木。

大景木…施設や地域のシンボルツリー・ランドマークツリー等として植栽される、高さ6m以上、
目通周0.4m以上、葉張2.5m以上の高木。

樹冠…葉張りの水平投影部分。

樹高…樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まれない。

目通周…樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より1.2m上りの位置を測定した周長とする。
この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2本以上の樹木の場合
においては、おのおのの周長の総和の70%をもって目通周とする。

葉張…樹木等の四方面に伸長した葉の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と
最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。

株立…樹木等の幹が根元近くから分岐してそう状を呈したものをいう。

< 公 園 協 議 編 >

I 事前相談から供用開始までの手続き全体の流れ

公園等の手続きは、都市計画法に基づく公園等の設置の手続き（以下、「開発行為」という。）と、開発行為に該当せず、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（以下、「総合調整条例」という。）に基づく公園等の設置の手続き（以下、「建築行為のみ」という。）になります。各手続きの窓口となる部所は以下のとおりです。

- | | |
|---|---|
| <p>1 事前相談（公園等の要否）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> | <p>窓口一（開発行為） 開発指導担当課
（建築行為のみ） 総合調整条例所管課</p> |
| <p>2 事前相談（配置）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> | <p>窓口一 公園協議担当課
P. 76 「II 公園等の配置基準」参照</p> |
| <p>3 事前相談（施設）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> | <p>窓口一 公園協議担当課
整備内容については
P. 80 「III 公園等の設計及び施工指針」参照</p> |
| <p>4 樹木の保存・表土の保全の届出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">（開発行為のみ）</p> | <p>窓口一 公園協議担当課
開発行為において、保全配慮地区における樹木の保存・表土の保全の届出が必要となる場合は、必要資料を3部作成し、公園協議担当課に提出してください。その後、副本2部を返却しますので、うち1部は開発指導担当課に提出し、残り1部は事業者が保管してください。
樹木の保存・表土の保全の届出の要否については開発指導担当課に確認ください。</p> |
| <p>5 都市計画法第32条協議</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">または、総合調整条例第19条協議</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">承認</p> <p style="text-align: center;">↓</p> | <p>窓口一 公園協議担当課
設計内容について調整
最終的な協議図書を2部作成し、公園協議担当課に提出してください。
協議承認後、事業者へ承認書の交付及び副本の返却を行います。</p> |
| <p>6 開発許可(都市計画法第29条)・着工</p> <p style="text-align: center;">↓</p> | <p>窓口一 開発指導担当課

公園整備内容が事前協議の内容から変更がある場合は、変更協議を行ってください。</p> |

- | | | | |
|----|----------------|---|---|
| 7 | 公園緑地名称の決定 | ↓ | 窓口—公園協議担当課
完了検査の概ね2か月前に、公園協議担当課に連絡してください。 |
| 8 | 帰属・寄附書類の提出 | ↓ | 提出先—公園協議担当課 |
| 9 | 公園工事完了検査申請書の提出 | ↓ | 提出先—（開発行為）開発指導担当課
提出先—（建築行為のみ）公園協議担当課
※開発行為に関する工事が完了したときは、事業者から開発指導担当課へ工事完了届出書を提出してください。公園協議担当課への提出は不要です。 |
| 10 | 下検査 | ↓ | 対応—公園協議担当課
状況に応じて手直し |
| 11 | 本検査 | ↓ | 対応—公園協議担当課
下検査時の指摘事項の手直し工事確認
状況に応じて手直し |
| 12 | 工事検査完了 | ↓ | 窓口—公園協議担当課
（開発行為）公園協議担当課から
開発指導担当課へ報告
（建築行為のみ）公園協議担当課から
事業者へ通知 |
| 13 | 寄附・帰属日 | ↓ | 開発行為の場合は、公園等は完了公告の日の翌日に帰属されます。
建築行為のみの場合は、検査完了後、寄付受納通知日に市に寄附されます。 |
| 14 | 電気料金・水道料金の名義変更 | ↓ | 担当—公園協議担当課 |
| 15 | 都市公園の告示 | | |
-

II 公園等の配置基準

1 公園等の種類と設置数

- (1) 主として住宅の用に供する目的で行われる事業について、設置する公園等の種類と数は以下のとおりとします。
- ア 事業区域面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の事業の場合は、原則として公園を設置することとします。ただし、事業区域内に(3)の条件に該当する緑地がある場合には、この限りではありません。また、設置する公園等の数は、1箇所とします。
- イ 事業区域面積が5ヘクタール以上20ヘクタール未満の事業の場合は、周辺の公園等の配置状況を勘案し、2箇所まで設置することができますが、1箇所は1,000平方メートル以上の公園等とし、もう1箇所は300平方メートル以上の公園等としてください。
- ウ 事業区域面積が20ヘクタール以上の事業の場合は、周辺の公園等の配置状況を勘案し、1箇所1,000平方メートル以上の公園等を2箇所以上設置してください。
- (2) 事業区域面積が5ヘクタール以上で予定建築物等の用途が住宅以外となる開発事業について、設置する公園等の種類と数は以下のとおりとします。
- ア 設置する公園等の種類については、公園、緑地に加えて、周辺の街区公園等が充足していることを条件に、広場を設置することができます。
- イ 事業区域面積が5ヘクタール以上20ヘクタール未満の事業の場合は、周辺の公園等の配置状況を勘案し、2箇所まで設置することができますが、1箇所は1,000平方メートル以上の公園等とし、もう1箇所は300平方メートル以上の公園等としてください。
- ウ 事業区域面積が20ヘクタール以上の事業の場合は、周辺の公園等の配置状況を勘案し、1箇所1,000平方メートル以上の公園等を2箇所以上設置してください。
- (3) 緑地として設置できる条件は、川崎市緑地保全カルテの総合評価Aの緑地又は総合評価Bで多摩川崖線軸・多摩丘陵軸にある緑地であることとします。ただし、多摩川崖線軸・多摩丘陵軸にない総合評価Bの緑地で、貴重な生物(神奈川県レッドデータブックに記載の物等)が確認されており、かつ傾斜度30度未満の良好な樹林地においてはその限りではありません。
- また、斜面保護対策施設、管理施設等を除き一団の樹林地として300平方メートル以上確保してください。ただし、市が管理することができると認める場合で、川崎市の管理する緑地と隣接し、一連で良好な緑地を形成できる場合、及び都市計画公園又は都市計画緑地の計画決定区域内の場合はこの限りではありません。
- なお、竹林については、緑地として設置できません。

2 公園等の配置

- (1) 公園等の配置は、計画地周辺の既存の公園緑地の位置及び将来計画を考慮するとともに、安全性、利便性や、方位、地形、日照時間等の環境条件の適否を勘案して計画してください。

- (2) 公園緑地が接している場合や、周辺に既存の公園緑地がある場合は、近接する公園緑地を含めて総合的に計画してください。
- (3) 計画地に接している既存の公園を拡充する場合は、拡充する区域の整備だけでなく、既存公園と拡充する区域が接する部分の施設の改修も行う必要があります。
- (4) 高圧電線塔を含む土地や、高圧線の下土地は、原則として公園緑地にはできません。
- (5) 河川、宅地、その他公園緑地以外の目的を持つ土地及び施設の構成部分とみなされる土地は、原則として公園等にはできません。
- (6) 公園敷地の日照については、周辺区域の建築物等により阻害されることのないよう注意し、冬至日において9時から15時までの間に、公園の主要部分でおおむね4時間以上確保してください。
- (7) 公園等についての占用物件は、公園の風致、美観及びその他公園としての機能を阻害されることから、原則認めません。
- (8) 公園等を設置する場所に地下埋設物が存在している場合は、原則として全て撤去を行ってください。
- (9) 公園等を設置する場所に廃棄物の埋設が想定される場合又は工事施工中に廃棄物が見つかった場合は、廃棄物は全て撤去を行ってください。
- (10) 事業区域内に土壤汚染のある区域が含まれる場合は、汚染されていない場所を公園等として整備してください。やむを得ず土壤汚染のある場所を公園等とする場合は、土壤汚染の除去（掘削除去又は原位置洗浄）を実施してください。

公園等の配置例

事業区域内で、かつ利用しやすい位置に配置

◎ 良い例



× 良くない例



既存公園が隣接している時は一体化する。



既存公園が近接している時は離す。



3 敷地の形状、勾配

- (1) 公園緑地の形状は、道路から見通しの良い形状とし、平坦かつ正方形又は長方形としてください。平坦とは、排水勾配0.5%程度の地形であることを示します。
- (2) 公園の最小幅（道路交差における角切り部は含まない）は、最大幅の3分の1以上、かつ10m以上としてください。
- (3) 公園の広場又は植栽地で2段にならないようにしてください。植栽地として立ち上がりを設ける場合には、50cmまでとしてください。
- (4) 公園緑地は、擁壁や法面が極力生じないように計画してください。

4 道路、隣地との関係

- (1) 公園緑地の敷地は、原則として、敷地の境界線が道路法第3条第1項の各号に掲げる有効幅員4m以上の道路（ただし、高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）に2面以上に接するように計画してください。私道への接道は認められません。また、1面以上は長辺となる面を道路法上の道路と接道してください。当該公道との高低差は、極力少なくしてください。
- (2) 街区公園の出入口を、歩道のない自動車交通量の多い主要道路に面して設置することは極力避けてください。
- (3) 公園緑地は、隣接地からの土砂の流入、隣接地への土砂の流出、法面等の崩壊、排水不良等が生じないようにするため、公園緑地内外の造成、法面保護、擁壁及び排水施設の整備を図ってください。隣接地の計画高が公園より高い場合、隣接地内に擁壁等を整備してください。
- (4) 街区公園は、隣接地（道路、画地等）との高低差を2m以下としてください。また、設置する擁壁の高さは、1.5mを限度として、法面ですりつけてください。
- (5) 近隣公園、地区公園は、隣接地（道路、画地等）との高低差を3m以下としてください。また、設置する擁壁の高さは、1.5mを限度として、30度以下の法面（斜面）ですりつけてください。
- (6) 公園緑地は、原則として隣接する私有地に入出入りができないように計画してください。

公園等と道路、隣地との関係

公園等と公道の位置

◎良い例



× 良くない例



◎良い例 (長辺が接している)



× 良くない例 (短辺が接している)

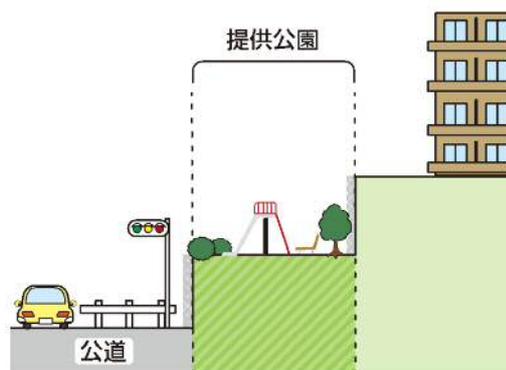


公園として望ましくない土地

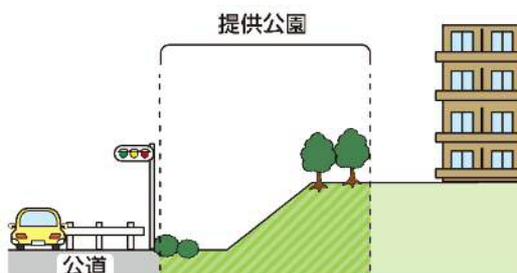
急傾斜地



高い擁壁の上下など、見通しが悪く
アプローチのしにくい土地



公園の広場又は植栽地で2段になる土地



Ⅲ 公園等の設計及び施工指針

公園等は、不特定かつ多数の人が利用する公共施設であることから、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、高齢者や障害者等が円滑に利用できるように、施設の設計・整備を行ってください。

公園等では、生物多様性や地球温暖化現象等の問題の解消に寄与できる緑を確保してください。また、計画地及びその周辺の環境への影響に対し、適切に配慮して、施設の設計・整備を行ってください。

施設については、維持管理を十分考慮して設計・整備を行ってください。

1 公園

1-1 共通

- (1) 公園施設は近隣にある公園の施設の配置状況を勘案して計画してください。
- (2) 公園施設の規模、形態及び周囲の環境条件を考慮し、安全で快適な利用、円滑な維持管理が図られるよう計画してください。
- (3) 施設の角部が鋭角になっているものは、危険をできる限り回避できるように、角部を丸める等の処理を施してください。
- (4) 公園施設に木材を用いることはできません。(ベンチ座面・樹木支柱除く)
- (5) 各公園施設の色彩・形状は周辺環境に調和するものとしてください。
- (6) 公園等の工事着手前に、使用する材料について公園協議担当課と確認を行ってください。
- (7) 出入口、園路、階段、傾斜路、水飲み・手洗場、案内・標示、ベンチなどは、「川崎市都市公園条例」、「川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル」及び本指針の基準を厳守してください。

1-2 造成、法面および排水施設

- (1) 公園用地の造成に関する技術的な基準は、宅地造成等規制法及び同法施行令の各条各項を準用して設計してください。詳しくは、本市まちづくり局発行の「宅地造成に関する工事の技術指針」を参照してください。
- (2) 公園敷地は、良質の土壌により整地してください。
- (3) 公園内の土地の傾斜面は、必要に応じて、擁壁、石張り、芝張り、その他の緑化工法等により十分な保護をしてください。
- (4) 公園敷地には、雨水その他の水による、溢水、流水がないように適切に排水施設その他の設備を設置してください。

1-3 出入口

- (1) 出入口は2箇所以上配置し、内1箇所は、管理用車両の出入口として有効幅員4m以上としてください。その他の出入口の有効幅員は、車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう120cm以上としてください。地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ない場合でも、車椅子使用者が通過しやすいよう、90cm以上の有効幅員を確保してください。

- (2) 利用者の安全確保のため、出入口にはステンレス製の車止めを設置してください。車止めの間隔については、有効幅員90cm以上を確保してください。半円形の車止めや回転しながら進入する車止めを設置する場合は、車いす使用者等の通行に支障のない構造としてください。
- (3) 車止めは取り外し可能な構造とし、南京錠により固定ができるものとしてください。車止めの受け枠（パイプ管）の蓋の向きは、通行に支障のない内側に開くように設置してください。また、地盤から5mm程度高めに設置してください（砂・土等の流入、つまり防止）。
- (4) 管理用車両及び車椅子の出入口箇所は、原則として水平な道路に接道させてください。ただし、現地の状況からやむを得ない場合はこの限りではありません。
- (5) 出入口には、車椅子使用者等が安全で円滑に出入りができるように、長さ150cm以上の水平面を設置してください。ただし、地形の形状その他の理由によりやむを得ない場合は当該水平面を縮小することができます。
- (6) 水平面の表面は、コンクリート舗装やインターロッキングブロック舗装等の滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとしてください。
- (7) 車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けないでください。ただし、水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設してください。
特別の理由とは、丘陵地など急峻な地形に立地するなど十分なすりつけの場所を確保できない又は景観や文化財等に重大な影響が出るなど土地の改変に制約があり、工夫してもなお、対応させることができない場合を言います。
- (8) 横断側溝の上蓋等は、車椅子やベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造としてください。
- (9) 出入口等の視覚障害者の注意を喚起することが必要な場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する等、出入口で止まることがわかりやすいよう表示してください。

1-4 園路・広場

1-4-1 園路

- (1) 園路の有効幅員は、車椅子使用者同士、介助が必要な高齢者、障害者等が行き違いやすいよう、180cm以上としてください。ただし、有効幅員を180cm以上確保できない場合であっても、通路の末端の付近及び当該園路の50m以内ごとに、車椅子が転回できる場所を確保する場合は、有効幅員を120cm以上とすることができます。ただし、車椅子使用者同士が円滑にすれ違えるよう、車椅子が転回できる場所までの見通しを確保するよう配慮してください。
- (2) 車椅子使用者が回転及びすれ違いができる寸法として、180cm×180cm以上の広さを確保してください。また、車椅子のすれ違い箇所は水平にしてください。
- (3) 車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けないでください。ただし、水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合については、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設してください。
- (4) 縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は120cm以上とし、段差は2cm以下とし、すりつけ勾配は8%以下としてください。

- (5) 縦断勾配は、高齢者及び車椅子使用者等が円滑に利用できるよう5%以下としてください。ただし、地形の状況等の問題により、5%以下でのすりつけが困難な場合等があることから、特別の理由がある短い区間に限り、8%以下とすることができます。
- (6) 3%以上の縦断勾配が30m以上続く場合は、途中で長さ150cm以上、幅180cm以上の水平区間を設けてください。ただし、地形の状況等の問題により、途中で長さ150cm以上、幅180cm以上の水平区間を設けることができない場合は、園路際に車椅子使用者の利用に支障のない退避スペースを設置してください。
- (7) 横断勾配は、車いす使用者にとって進行が難しく、危険であるため、1%以下としてください。ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合は、2%以下としてください。
- (8) 園路の路面は、平坦で固くしまっていて滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとしてください。
- (9) 園路の両側は、柵、側壁又は5cm以上の立ち上がりを設け、転落を防ぐ構造としてください。
- (10) 必要に応じて、手すりを設置してください。手すりは、肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮し、園路の両側に連続して設けることが基本ですが、構造上困難な場合には、片側に連続して設置してください。また、連続性に配慮し、にぎりやすい形状としてください。
- (11) 地面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は上段75～85cm程度、下段60～65cm程度とし、1段の場合は、75～85cm程度としてください。
- (12) 手すりの形状は、原則として、断面が円形（直径3～4cm程度）か楕円型としてください。
- (13) 壁面に手すりを設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5cm程度としてください。
- (14) 手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造としてください。
- (15) 視覚障害者の注意を喚起することが必要な場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設してください。
- (16) 園路に排水溝を設ける場合は、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設置してください。
- (17) 園路には、原則として、路面から200cmまでの空間に天井、壁面、標識からの突出物を設けないでください。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、高さ110cm以上の柵の設置やそれに代わる進入防止措置を講じてください。

1-4-2 階段

- (1) 階段は、つまづきにくい構造としてください。
- (2) 階段の両側は、転落を防止する構造とし、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設けてください。ただし、側面が壁面である場合は、足を踏み外すことはないのです、この限りではありません。
- (3) 安全な水平面が確保された直階段又は折れ階段としてください。回り段（らせん階段や踊場部分に段を設けた階段）としないでください。
- (4) 階段の踏面は、平坦で固くしまっていて滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとしてください。

-
- (5) 段鼻は、突き出しがないこと等、つまづかないような構造としてください。また、段鼻は、注意を喚起する観点から、踏面と、明度・色相又は彩度の差を大きくしてください。
 - (6) 高齢者や杖利用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すりを、階段の両側に連続して設置してください。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側のみとすることができます。
 - (7) 1段の手すりとする場合は、高さを75～85cm程度としてください。2段手すりとする場合は、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で75～85cm程度、下段で60～65cm程度としてください。
 - (8) 手すりの形状は、原則として、断面が円形（直径3～4cm程度）か楕円型としてください。
 - (9) 壁面に手すりを設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5cm程度としてください。
 - (10) 手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造としてください。
 - (11) 手すりには行き先情報を点字で表示してください。点字による表示方法は、JIS T 0921規格にあわせたものとし、点字内容を文字で併記してください。また、点字ははがれにくいものとしてください。
 - (12) 階段の登り口、降り口、踊り場には、点状の視覚障害者誘導用ブロックを設置し、注意を喚起してください。

1-4-3 傾斜路

- (1) 傾斜路の有効幅員は、車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう、120cm以上としてください。
 - (2) 傾斜路の縦断勾配は、車いす使用者等が通行できるよう、8%以下としてください。また、横断勾配は設けないでください。
 - (3) 傾斜路の路面は、平坦で固くしまっていて滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとしてください。
 - (4) 傾斜路には、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設けてください。
 - (5) 高齢者や杖利用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すりを、階段の両側に連続して設置してください。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。
 - (6) 1段の手すりとする場合は、高さを75～85cm程度としてください。2段手すりとする場合は、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で75～85cm程度、下段で60～65cm程度としてください。
 - (7) 手すりの形状は、原則として、断面が円形（直径3～4cm程度）か楕円型としてください。また、表面は滑りにくい仕上げとしてください。
 - (8) 手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造としてください。
 - (9) 手すりには行き先情報を点字で表示してください。点字による表示方法は、JIS T 0921規格にあわせたものとし、点字内容を文字で併記してください。また、点字ははがれにくいものとしてください。
 - (10) 傾斜路の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける等、転落を防止する構造としてください。
-

1-4-4 広場

- (1) 広場は原則としてダスト舗装とします。舗装厚等は、「川崎市土木工事標準構造図集」を参考にしてください。
- (2) ダスト舗装による広場の勾配は0.5%程度とし、雨水排水が集中しないように分散させ、表面が雨水にて洗掘されないよう計画してください。
- (3) ダスト舗装の材料は、粒径2.5mm以下のスクリーニングスとし、施工前に公園協議担当課と確認を行ってください。
- (4) スクリーニングスの敷均し後、表層安定剤（塩化カルシウム）を散布し、適切に転圧を行ってください。

1-5 植栽・緑地部

- (1) P61「緑化協議における技術基準」に基づき公園内で30%以上の緑化面積率と必要植栽本数を満たしてください。
- (2) 植栽の配置は、園内の見通しや隣地への日陰の影響、将来的な樹木の成長等を考慮して計画してください。特に公園外周部の高木は、十分に周囲の状況を考慮してください。
- (3) 植栽帯は、開発区域内で保全した表土のほか、必要により改良土または客土により十分な覆土を行い、かつ、樹木の良好な生育に必要な措置を講じてください。
- (4) 新設する植栽帯は、平坦地を標準とします。やむを得ず斜面地となる場合は30度未満とし、植栽等により表土の流出を防止する措置を行ってください。
- (5) 植栽樹木等は、高木、中木、低木及び地被植物を必ず植栽してください。そのうち中木及び低木については、複数の種類を植栽してください。
- (6) 植栽樹木の形状寸法や植栽密度は、P61「緑化協議における技術基準」を参照してください。
- (7) 植栽樹木等の種類については、「公園等植栽樹木等標準例」を参考に、公園等の規模、形態、風や日照等の環境条件、修景効果、樹木の成長速度、周辺への影響等を考慮して選定してください。
- (8) 環境省が公表している「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に掲載されている樹木等は植栽しないでください。また、ビャクシン属の植物は梨の赤星病の中間宿主となり、生育に影響を及ぼすため、植栽しないでください（川崎区・幸区は除く）。その他の外来種の植栽についても、配慮してください。
- (9) 高木は、照明灯・引き込み柱の支障とならないように配慮し植栽してください。
- (10) 低木は、公園施設の支障とならないように配慮し植栽してください。
- (11) 樹木の支柱材は、防腐加工（焼き、CCA加工の他有害性のあるものを除く）が施されているものを使用してください。
- (12) 生垣状に植栽する場合は、樹高1.5m以上3.0m未満の常緑樹を使用し、支柱は生垣支柱や布掛支柱（杉丸太と竹の組合せ）等としてください。
- (13) 新たに植栽帯を設ける場合は、樹木の成長による根の隣地への越境及び舗装面のもちあげ、根の侵入による集水ますのつまりを防止するため、根止め（防根シート）を設けてください。
- (14) 植栽樹木は引渡し後1年間の枯れ補償を付してください。管理者へ寄附・帰属後、1年以内に枯損した場合は、事業者の責任において同等品以上の補植を行ってください。

1-6 遊戯・休養施設

- (1) 遊具等の各施設の配置は、外部から見通しの良い場所としてください。
- (2) 遊具等の向きの決定のときは、隣地への影響を考慮してください。(太陽光の反射の考慮、隣地を覗き見できる配置としない等)
- (3) 機能を3種類以上もつ遊戯施設を整備してください。ただし、周辺に遊具が整備された公園が充足し、住民等の年齢構成が高い場合には、健康器具の整備も可とします。
- (4) 遊具の配置及び構造は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(国土交通省)」及び「遊具の安全に関する規準(一般社団法人日本公園施設業協会)」に基づいた構造としてください。
- (5) 遊具の配置を決定するときは、安全領域(有効幅)を考慮に入れてください。安全領域内には、他の公園施設等構造物が入らないよう計画してください。
- (6) 遊具の配置は、利用者の動線を考慮した配置としてください。
- (7) 主要部材は、耐久性に優れたものを用いてください(溶融亜鉛メッキ処理製品・ステンレス製品等)。
- (8) 砂場を設置するときは、出入口から砂場までを管理用車両(ダンプトラック・2トン程度)が通行できる配置としてください。
- (9) 砂場の砂は、洗砂(中細目)を使用してください。
- (10) 遊具を設置するときは、着地面等にクッションマットの設置を検討してください。
- (11) ベンチは「川崎市土木工事標準構造図集」内の「ベンチ(背付A1)」で定める仕様の製品を標準としてください。上記以外の製品を使用する場合は、長さ1.2m以上で、背もたれを有し、また中間に肘掛けを有する構造で、基礎ブロック等により地中固定を行う製品としてください。
- (12) 遊具を除く金属製品のコンクリート基礎は、表面が土中に埋まらないよう施工してください。

1-7 管理施設

1-7-1 管理施設全般

- (1) コンクリート構造物には、面取りを行ってください。
- (2) 公園敷地境界については、市が支給する公園用境界杭もしくは公園用境界プレート(以下、「境界杭等」とする。)を設置してください。
- (3) 境界杭等は、公園及び緑地用地内に設けてください。道路の変化点がある場合には、道路の境界表示と共有することができます。また、境界杭等の間隔が30m以上になる場合は、その中間に境界杭等を設置してください。

1-7-2 各種看板

- (1) 園名板は主要出入口の見やすい位置に1基以上設置し、以下に配慮し仕様等について事前に公園協議担当課と協議を行ってください。また、園名板の仕様は下記を原則とします。
 - ア 字体は丸ゴシック体とし、園名及び注意書きにはふりがなをふってください。
 - イ 板はFRP封入式としてください。
 - ウ 色は白地に濃紺色の文字を基本としてください。
 - エ 園名板の所在地の標示は、住居表示としてください。
 - オ 所在地は字名を省略してください。
 - カ 面積は小数点以下切捨てとし、整数値としてください。
- (2) 周囲の景観配慮等により上記以外の園名板を用いる場合は、公園協議担当課に相談してください。
- (3) 公園名称の決定は、公園協議担当課からの指示によるものとしてください。
- (4) 砂場を設置する公園は、「手洗い看板」を設置してください。

1-7-3 カギの仕様

- (1) 車止め柵等のカギは、市指定の製品を使用してください。

1-7-4 外柵

- (1) 公園には、原則として、公園境界の明示及び利用者の危険防止のため、出入口以外の外周にフェンスを設けてください。
- (2) フェンスの種類及び高さについてはメッシュフェンス（波型） $H=1.2$ mを標準とします。
- (3) フェンスの色は、ダークブラウン系を標準とします。
- (4) フェンスの基礎は、基礎ブロックまたは布基礎を原則とし、メーカーで定める強度が確保できる構造としてください。
- (5) フェンス基礎を傾斜地に設置する場合等、基礎の安定が図れないと予測される場合は、アンカー基礎等の対応策を図ってください。
- (6) 転落防止用に、フェンスの設置が必要な高低差は、 $H=1.0$ m以上とします。また、転落防止用はP種のメッシュフェンス $H=1.2$ mを使用してください。
- (7) 斜面地の場合は、勾配対応のフェンスパネルを使用してください。
- (8) 擁壁等の天端に人が立ち入れる場合は、進入防止用に張り出し形状のフェンスを設けてください。なお、開発・宅地造成の許可をとった擁壁の天端には、後からフェンスを設けることはできません。

1-8 給排水施設

1-8-1 排水

- (1) 公園内の雨水は、原則として、公園内で処理できる計画としてください。
- (2) 雨水及び汚水の公園外への排水処理に係る工事及び事前の下水道管理者との協議については、事業者が行ってください。

- (3) 雨水が隣接地に流出しないよう、適切に計画してください。
- (4) 擁壁や法面から、雨水や土砂が隣接地に流出しないよう計画してください。
- (5) 集水ますの後背部には、縁石を設置する等土砂の流入防止を考慮した構造としてください。
- (6) 集水ますやU型側溝には、原則として蓋をかけてください。
- (7) 集水ますやU型側溝のグレーチング蓋は、細目を用い滑り止め構造のある製品を使用してください。集水ますのグレーチング蓋は、盗難防止用の鎖を設けてください。U型側溝に連続してグレーチング蓋を使用する場合は、跳ね上がりを防止するためボルト止め又はクリップ等で接続してください。
- (8) U型側溝の幅は、原則240mm以上の製品を使用してください。
- (9) 排水管は、原則として、硬質塩化ビニル管（VU管、VP管）を使用し、口径は150mm以上としてください。
- (10) 側溝は原則平坦とし、やむを得ず傾斜がある場合には勾配対応のものにしてください。
- (11) 植栽帯の中にはできる限り埋設管が通らないように計画してください。
- (12) 公園区域分の雨水貯留施設を公園内に設置する必要がある場合は、河川管理者とも別途協議が必要となります。
- (13) 雨水ますは、浸透ますを使用することを検討してください。なお、雨水浸透ますの設置条件については、本市まちづくり局発行の「川崎市宅地開発指針」を参照してください。

1-8-2 給水

- (1) 公園には、原則として、水飲場等を設置する必要があることから、給水装置の整備を行ってください。
- (2) 水道本管から公園内への引込み工事及び、事前の水道管理者との協議については、事業者が行ってください。また、水道利用加入金及び水道名義申請等の手続きも全て事業者の負担で行ってください。
- (3) 給水管の土被りについて、歩道部は0.6m以下としないよう計画してください。車道部は舗装厚・路盤厚に0.3mを加えた値、かつ0.7m以下としないよう計画してください。
- (4) 給水管は水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（HIVP管）を使用してください。
- (5) 給水管を設置するときは、あわせて埋設シートを布設してください。
- (6) 配水経路全体を止水せずに器具の取付・取外し、修理等が行えるように、分岐箇所や個々の給水施設の直前に止水栓を設けてください。
- (7) メーターボックスは、検針のしやすい場所に設置してください。
- (8) メーターの口径は20mmとしてください。

1-8-3 水飲場・手洗場

- (1) 水飲場及び手洗場は、車椅子使用者が接近できるよう、使用方向150cm以上、幅150cm以上の水平部分を設けてください。幼児の利用のための踏台等を置く場合は、車椅子使用者の使用方向を考慮し、支障とならない場所に設置してください。
- (2) 飲み口までの高さは、70～80cm程度とし、高齢者、障害者等（特に車椅子使用者）が利用しやすいように下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上のスペースを確保してください。手洗場に洗面器部分がある場合は、同様の基準とします。

-
- (3) 水飲場及び手洗場の周辺の床面は、段がなく、平坦で固くしまっていて、ぬれても滑りにくい仕上げとしてください。

1-8-4 トイレ

- (1) トイレの設置は、別途協議とします。

1-9 電気設備

- (1) 公園灯は、夜間における公園の安全性を確保するため、園路、広場及び階段など人が歩行する場所が極端に暗くならないように整備（設置）してください。
- (2) 照度については、「安全・安心まちづくり推進要綱」（警察庁）を目安とし、公園内の主要な広場（植栽帯は除く）や園路、階段がおおむね2～5ルクス程度となるように設定してください。なお、照度を確認するため、照度分布図を提出してください。
- (3) 照明灯具は国内メーカーの製品とし、以下の点に留意して選定してください。
- ア 光源はLEDとする。
 - イ 光束は水銀灯100～300W相当の範囲内とし、公園の規模により決定する。
 - ウ 光源色は電球色を標準とする。
 - エ 入力電圧はボルトフリーとする。
 - オ 寿命は40,000時間以上とする。
 - カ 周辺環境の変化等に対応するため、遮光板の取り付けが可能であること。
- (4) 公園灯への電源電圧はAC200Vとしてください。
- (5) 灯柱（引込柱含む）ほか、安全開閉器（2P15A）や自動点滅器（JIS2型）等の使用材料は、本市標準（川崎市土木工事標準構造図集を参照）又はこれと同等以上の製品を使用してください。
- (6) 公園灯や引込柱は、風速60m/sに耐える構造・基礎強度とします。なお、設計強度については、「一般社団法人日本照明工業会規格照明用ポール強度計算基準JIL1003：2009」によることとします。
- (7) 公園灯、引込柱には、管理番号標を貼付してください。管理番号及び管理番号標の仕様については、公園協議担当課に確認してください。
- (8) 植栽帯内に公園灯及び引込柱を設ける場合、樹木や枝が覆いかぶさらないように配置計画してください。
- (9) 配線（東京電力引込線は除く）は、原則として、地中埋設配管配線としてください。公園灯と引込柱の配置については、公園協議担当課と確認を行ってください。
- (10) 地中配管については配管上部より土被り0.6m以上を確保し、原則として波付硬質ポリエチレン管（FEP管）を使用してください。
- (11) 配管上部には、GLより0.3m下がった位置に、埋設シート（W=150mm、2倍）を敷設してください。
- (12) 周辺環境への配慮が必要な場合は、側方遮光板等を設置してください。
- (13) 電気の契約種別は、設備容量が1kVA未満の場合は「公衆街路灯A」となり、これ以上の場合は「公衆街路灯B」となります。「公衆街路灯B」の場合、電力量計を取り付けるスペースがある分電盤を設置する必要があります。

2 緑地

2-1 管理用通路

- (1) 管理作業のために緑地内に入れる箇所を設けてください。メッシュフェンスにより囲う場合には、門扉を設けてください。
- (2) 管理作業用に管理用通路（擬木階段など）を整備してください。
- (3) 伐採、抜根等維持管理に必要な車両等の作業スペースを緑地内部に確保してください。

2-2 管理柵

- (1) 緑地には利用者の危険防止、ごみの投棄等を防ぐために適切な柵を設置してください。
- (2) 柵の仕様については「1-7-4 外柵」のとおりです。

2-3 排水設備

「1-8-1 排水」のとおり

2-4 園名板

「1-7-2 各種看板」のとおり

2-5 植生管理

- (1) 樹林地内の枯損木、倒木及び折枝については撤去してください。
- (2) 樹林地は、道路や隣地への枝葉の越境が生じないように、樹種に応じた樹冠を考慮し、剪定や伐採等の整備を行ってください。
- (3) 植生管理により発生した剪定枝等は、敷地外に搬出处分してください。緑地内処理は原則認めません。
- (4) 防草シートを、原則として敷地境界から2 mの範囲全てに設置してください。
- (5) 良好な管理が行われていない緑地の場合は、林床内整理を実施してください。

林床内整理とは、アズマネザサ、モウソウチク等の笹・竹類の伐採、クズ等のつる植物の除伐、林床内草刈り、枯損木の伐採、胸高直径20 cm以上の樹木の伐採（萌芽更新のため行う。但し、伐採を実施することにより樹林地としての形態が確保されない場合は、樹林地内の樹木の配置を考慮して伐採する樹木を決定する）、隣地境の樹木の伐採、越境枝の剪定、枯枝・不要枝の撤去等の作業のことを指します。

2-6 境界杭等

「1-5-1 管理施設全般」のとおり

2-7 急傾斜地対策

緑地内に一部でも30度以上の傾斜地がある場合は、斜面对策保護工を行ってください。また、その工法検討書・構造計算書の提出が必要となります。

IV 公園等植栽樹木等標準例（参考資料）

公園等に植栽する樹木等は、高木、中木、低木及び地被植物を必ず植栽してください。そのうち中木及び低木については、複数の種類を植栽してください。植栽樹木の形状寸法や植栽密度は、P. 61「緑化協議における技術基準」を参照してください。植栽樹木の種類については、公園等の規模、形態、風や日照等の環境条件、修景効果、樹木の成長速度、周辺への影響等を考慮して選定してください。

環境省が公表している「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に掲載されている樹木等は植栽しないでください。また、ビャクシン属の植物は梨の赤星病の中間宿主となり、生育に影響を及ぼすため、植栽しないでください（川崎区・幸区は除く）。その他の外来種の植栽についても配慮してください。

生物多様性等の観点から、その場所の在来種を植栽するなど、既存植生に対しても配慮してください。

参考資料として、公園等に植栽する標準的な樹種の例を以下に示します。樹種選定の際にご活用ください。表に掲載されていない樹木を植栽することも可能です。その場合は、公園協議担当課と協議を行ってください。

1 公園等植栽樹木等標準例（高中木）

P. 36「緑化樹木の標準規格」で定める形状寸法（高木は樹高3.0m以上、目通周0.18m以上、葉張0.8m以上、中木は樹高1.5m以上3m未満、葉張0.3m以上）を満たす樹木を植栽してください。

高木の支柱は八掛け丸太支柱を使用してください。植栽地が狭小の場合は二脚鳥居支柱（添木付）の使用も可とします。中木を生垣状に植栽する場合は、常緑樹を使用し、支柱は生垣支柱や布掛支柱（杉丸太と竹の組合せ）等としてください。

(1) 常緑高中木

樹種	主な特徴	備考
カラタネオガタマ	花が美しい木	花期：3～4月（淡黄）
タイサンボク		花期：5～6月（白）
キンモクセイ	香りを楽しむことができる木	花期：10月（橙）
オリーブ	葉の色や形を楽しむことができる木	
カクレミノ		
カナメモチ		
ヒサカキ		
チャンチン (フラミンゴ)		花期：6～7月（白）
アラカシ	実を楽しむことができる木	
シラカシ		
マテバシイ		
クスノキ	シンボル・ランドマークになる木	
シマトネリコ		
ソヨゴ		
ヒメユズリハ		
ウバメガシ	生垣に適した木	
ヒサカキ		
マサキ		
モッコク		

（２） 落葉高中木

樹種	主な特徴	備考
エゴノキ	花が美しい木	花期：５～６月（白）
エドヒガン		花期：３月（桃）
コヒガン		花期：３～５月（淡紅）
コブシ		花期：３月（白）
シダレザクラ		花期：３～４月 （白・淡紅）
ジンダイアケボノ		花期：３～４月（淡紅）
ハクモクレン		花期：４月（白）
ハナカイドウ		花期：４～５月（桃）
ハナミズキ		花期：４～５月 （白・桃）
ヤマボウシ		花期：６～７月（白）
アオダモ		花や木肌が美しい木
サルスベリ	花期：７～９月（紅・白）	
イロハモミジ	葉の色や形を 楽しむことができる木	紅葉時期：１０～１１月
コハウチワカエデ		紅葉時期：１０～１１月
エノキ	シンボル・ランドマークになる木	
カツラ		
ケヤキ （むさしの１号）		

2 公園等植栽樹木等標準例（低木）

P. 36「緑化樹木の標準規格」で定める形状寸法（樹高0.3m以上1.5m未満、葉張0.3m以上）を満たす樹木を植栽してください。

（1）常緑低木

樹種	主な特徴	備考
オオムラサキツツジ	花が美しい木	花期：5月（紅紫）
キリシマツツジ		花期：5月（紅）
サツキツツジ		花期：6～7月（紅紫）
ヒラドツツジ		花期：4～5月（白・紅紫）
ビヨウヤナギ		花期：6～7月（黄）
ヤマツツジ		花期：4～5月（淡紅）
ジンチョウゲ	香りを楽しむことができる木	花期：3～4月（赤紫）
ヤエクちなし		花期：7月（白）
ラベンダー		花期：4～7月（紫）
ローズマリー		
フィリアオキ	葉の色や形を楽しむことができる木	
オタフクナンテン		
セイヨウイワナンテン		
シャリンバイ		
トベラ		

（2）落葉低木

樹種	主な特徴	備考
アジサイ	花が美しい木	花期：6～7月 （紫～青）
ガクアジサイ		花期：5～7月 （白、桃、紫）
コデマリ		花期：4～5月（白）
シモツケ		花期：5～7月 （淡赤紅）
トサミズキ		花期：3～4月（黄）
ミツバツツジ		花期：4月 （紫紅・淡紫）
ヤマアジサイ		花期：5～7月 （白、青、桃、赤）
ヤマブキ		花期：4～5月（黄）
レンギョウ		花期：4～5月（黄）
カシワバアジサイ		花や葉の色を楽しむことができる木
ドウダンツツジ	花期：4～5月（白） 紅葉時期：10～11月	
ムラサキシキブ	実を楽しむことができる木	

3 公園等植栽樹木等標準例（地被植物）

公園の植栽帯は、裸地のないように地被植物で覆ってください。
植栽密度は、P. 36「緑化樹木の標準規格」を参照してください。

樹種	主な特徴	備考
イワダレソウ	花が美しい植物	花期：4～11月 (白・桃)
シバザクラ		花期：4～5月(桃)
シャガ		花期：4～5月(白)
ヒペリカムカリシナム		花期：6～7月(黄)
ツワブキ	花や葉を 楽しむことができる植物	花期：4～6月(淡黄)
オリヅルラン	葉の色や形を 楽しむことができる植物	
フイリヤブラン		
オオバジャノヒゲ (リュウノヒゲ)		
タマリユウ		
ノシバ		

< 施 工 編 >

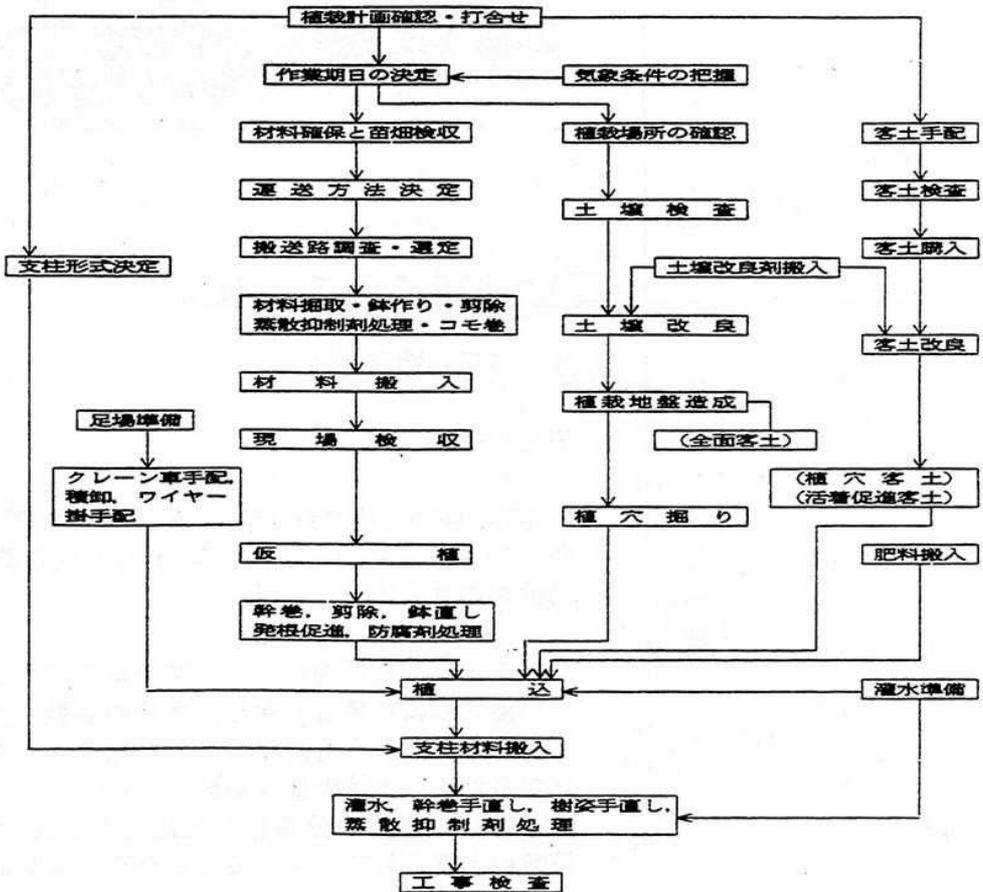
1 施工の目的

- ・ 計画・設計の意図を十分に反映させた緑化工事を行うためにも、緑化工事の主たる材料である植物の健全な生育ができるような条件を確保することが、施工の大きな目的です。
- ・ 植物等は種類ごとに生育に関する特性がさまざまであることから、次のような特性を充分把握して施工することが大切です。
 - a. 高木、中木、低木
 - b. 針葉樹と広葉樹
 - c. 常緑樹と落葉樹
 - d. 雌雄異株と同株
 - e. 樹形
 - f. 深根性と浅根性
 - g. 陰性（陰樹）と陽性（陽樹）
 - h. 耐寒性、耐塩性、耐乾性、耐火性
 - i. 適する土壌条件・・・成分、pH、粗密、湿潤度
 - j. 適する気候 等

2 施工の手順

- ・ 緑化工事の主体となる植栽工事の手順は、おおむね下に示すフローチャートのように整理できます。

■ 施工のフローチャート



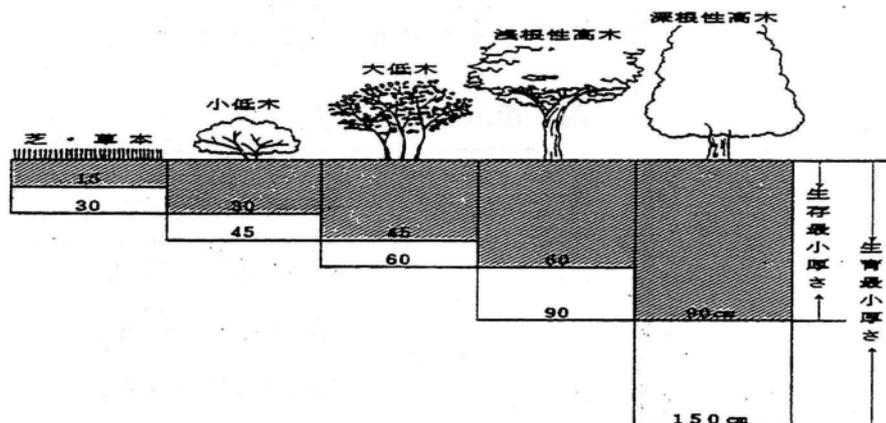
1 地域特性から見た施工上の基本的な留意点

- ・ 本市は<総論編>P. 5でも述べたように、3つの緑化ゾーンに区別され、それぞれ土壌的・気象的な特性を有しています。
とりわけ、土壌条件は植栽基盤として、植物の生育に欠かせない水・空気・栄養を根に供給するもので、気象条件とともに植栽後の生育に大きく影響します。

1) 植栽基盤の形成

- ・ 植物の生育に適する土壌は、次のような特性を有しています。
 - ① 砂や粘土などが適当に混り有機質に富む。
 - ② 空隙が多く通気性がよい。
 - ③ 軟らかく団粒構造である。
 - ④ 養分と水分を適当に含む。
 - ⑤ 水はけがよく保水力もある。
 - ⑥ pH（酸性度）が中性に近く有害成分を含んでいない。
 - ⑦ 樹種に応じた必要な土壌厚が確保されている。

■ 植栽に必要な土壌厚



2) 3つの緑化ゾーンごとの留意点

① 多摩丘陵緑化ゾーン

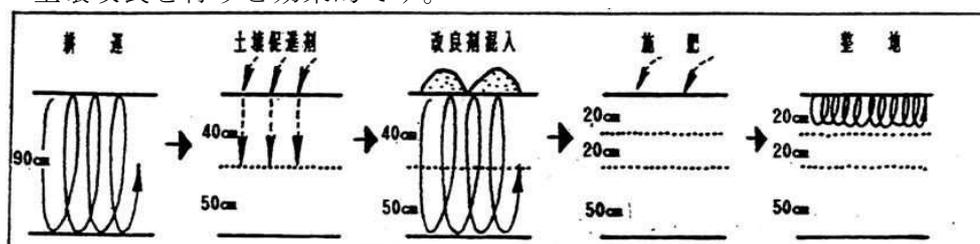
<表土の保全と利用>

- ・ 本市の今後の開発動向から見て、丘陵部や農地に開発が進展することが予想されるため、それらの土地の表土の有効な保全・利用を考える必要があります。
- ・ 表土には、有機物が土壌中で分解してできた腐植が多く含まれており、その働きにより養分の保持、水分の供給、土壌の膨軟化等、植物が健全に生育していく上で必要な種々の機能がもたらされ、理想的な植栽土壌となるため、土地の造成を伴う開発においては、あらかじめ、開発予定地における表土の分布状況を調査し、保全・利用計画をたてた上で、植栽用土壌として利用することが望ましい。

- ・ 表土の保全と利用の手順は次のとおりです。
 - a. 表土の分布状況を調査し、どの程度表土を利用できるかを予測する。その際、土壌の物理性、化学性を評価しておく。
 - b. 植栽に必要な量を推定する。
 - c. 表土の掘削、保管、埋め戻しの方法を検討する。
 - d. 必要量と将来の使用場所等を考慮して保管する。
 - e. 掘削、保管、埋戻しに当っては、過剰転圧やコネ返しに伴う物理性の劣化や通気不良に伴う化学性の劣化（還元化等）を生じないように留意する。

< 土丹への対応 >

- ・ 本市丘陵部によく見られる土丹は泥岩状で非常に硬いため、通気性・透水性を欠き、一般的に還元土であることが多く、植栽には不適な土壌といえます。
- ・ 土丹に対しては、植栽地の前面客土入れかえを行うか、次のような土壌改良を行うと効果的です。

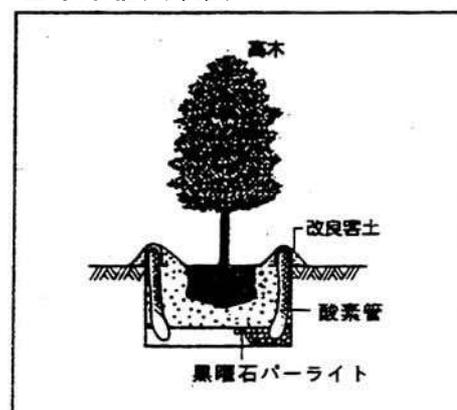


例

〔 硬質流紋岩発砲物
 団粒化促進剤等 〕 (緩効性化成肥料)

- ・ 単木植栽の場合は、植穴底には黒曜石パーライト等を敷き、酸素管を設置し、植穴内の水はけをよくするように努めてください。

■ 単木植穴改良



② 内陸平野緑化ゾーン

- ・ 内陸平野緑化ゾーンは主として多摩川低地で、砂層や泥層からなっているため、とくに大きな問題はありませんが、礫質土やコンクリートガラ等の不良土が見つかった場合は、良質土による客土を行うようにしてください。

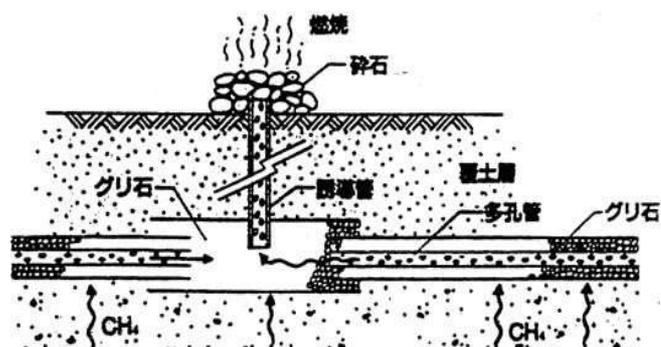
③ 臨海緑化ゾーン

- ・ 本市の臨海部緑化ゾーンは埋立地からなっています。
- ・ 埋立てには浚渫土砂等の植栽地用としては不適切な土砂が用いられることが多いので、植栽基盤を整備し、排水不良による根ぐされ、常風による乾燥、肥料不足等による被害に対処するとともに、潮風害・風害・塩類障害等の環境圧の影響にも対処する必要があります。
- ・ 砂土が堆積しているところでは、保水力と保肥力の増強のため、山土、赤土等の粘性土壌の客土や真珠岩パーライトなどの無機質系土壌改良剤やフミン酸系の有機質系土壌改良材等を混合すると効果的です。
- ・ ヘドロが堆積しているところでは、土壌がグライ化（還元化）しているため酸化と除塩を促進させるよう、排水口を設けて降雨や灌水時に塩分を含んだ水を排水させます。また、耕耘し、黒曜石パーライト等を混合すると効果が上がります。
- ・ 単木植栽の場合には、①の単木植穴改良と同様の工法を用いてください。

④ その他

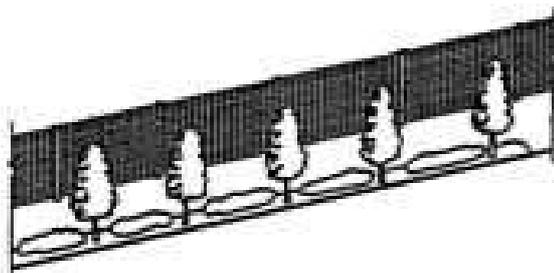
- ・ 地中からメタンガス等の還元ガスの発生が見られるような場合は、埋立て地盤の表面に通気性のないシートを敷き、ガスを遮断するか、下図のような方法で継続してガス抜きを行う必要があります、いずれも滞水層による根ぐされを起こさないように留意する必要があります。

■ ガス抜き対策

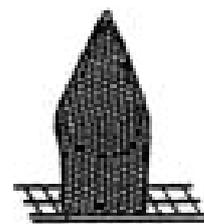


3) 風害及び潮風害対策

- ・ 丘陵地における寒風、内陸平野における寒風やビル風、臨海部における潮風等により、植栽直後の樹木は枝葉の被害を受けやすいです。
- ・ 防風ネットは寒風害や潮風害の軽減に対して効果があり、風害を受ける植栽地では防風ネットを設置してください。



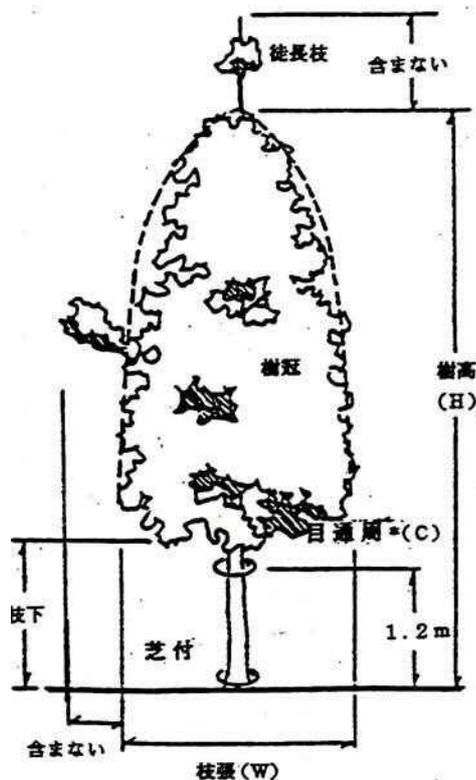
高木防風ネット例



高木列植の場合の防風ネット例
(根の活着が認められたら撤去する)

2 樹木の規格寸法

- ・ 樹木材料における規格寸法は、「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)」によるものが一般的です。

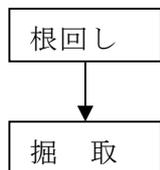


* : 幹が2本以上の樹木においては、おのおのの幹周りの総和の70%をもって目通周とします。

3 掘 取

・ 掘取の手順を示すとおよそ次のとおりです。なお、掘取の時期は根回しした切口からの発根が、充分確認されたときに行います。また、できるだけ植付けを行う直前が効果的です。

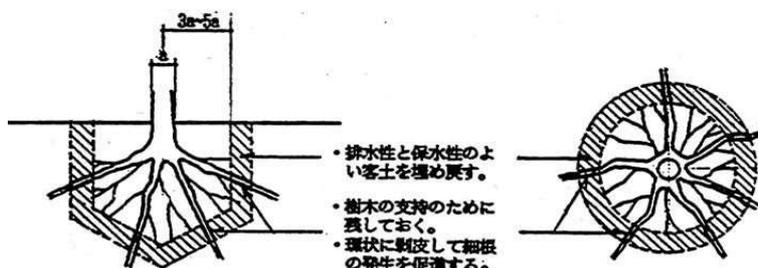
■ 掘取の手順



掘取に先だって行う準備作業で、植栽後の活着、生育をよくするために行います。とくに、老木の場合はこの作業が必要です。

- ・ 灌 水 — 掘取の1～2日前に行います。
- ・ 枝下し、しおり — 作業の便を図るために行う作業です。
- ・ 上鉢かきとり — 雑草を除去すると共に、根の分布を推定するために行います。
- ・ ふ れ 止 め — 倒伏を予防するために仮の支柱を設置します。
- ・ 掘 廻 し — 環状に鉢の形に掘ります。
- ・ 根 切 り — 根の切口を鋭利な刃物で切り戻します。
- ・ 根 巻 き 等 — 土付法・ふるい法があります。
- ・ 掘 上 げ — 人力又は機械によって鉢穴から取り出します。

■ 根回しの方法



4 植付け(植栽)

1) 植付けの時期

- ・ 植付けの時期の条件は大きく分けると、次の2点に要約されます。
 - a. 樹木等の休眠期にあること。
 - b. 同化養分の蓄積が多い時期であること。
- ・ 植付けの適期を表に整理すると、おおむね次のとおりになります。

■ 植え付けの適期

種別		月別												備 考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
針 葉 樹	張芝														コウライシバ, ノシバ等
	播種														
	植芝														
常 緑 樹	張芝														バミューダグラス類
	播種														
	植芝														
落 葉 樹	張芝														バミューダグラス類
	播種														
	植芝														

注) ・ 竹類は発筍前、つまりモウソウチクは2～3月、カンチクで11月初旬となる。
 ・ ——は植付け適期、-----は植付け適期ではないが、灌水や防寒等の養生を行えば植付け可能な期間

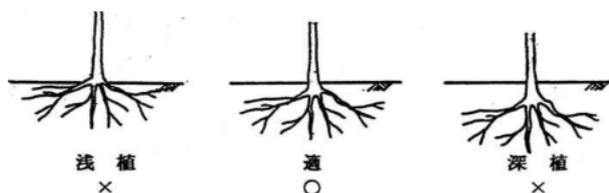
2) 高木類の留意点

- 植穴の大きさは、樹木の幹回り別に根鉢径の標準的寸法が設定されていることから、植穴径、植穴深さは次の基準以上を確保するようにしてください。

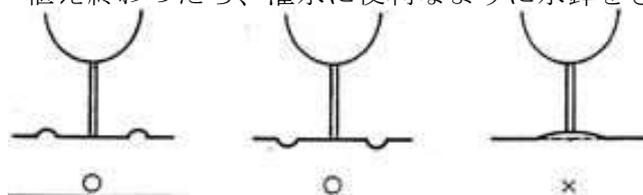
■ 鉢穴量及び植穴容量の標準的寸法

幹周 (cm)	鉢径 (cm)	鉢の深さ (cm)	植穴径 (cm)	植穴深さ (cm)	鉢容量 (m ³)	鉢穴容量 (m ³)
10 未満	33	25	69	37	0.017	0.09
10 以上 15 "	38	28	75	40	0.028	0.14
15 " 20 "	47	33	87	46	0.061	0.27
20 " 25 "	57	39	99	53	0.11	0.44
25 " 30 "	66	45	111	59	0.17	0.65
30 " 35 "	71	48	117	62	0.21	0.76
35 " 45 "	90	59	141	75	0.4	1.34
45 " 60 "	113	74	171	90	0.74	2.28
60 " 75 "	141	91	207	109	1.32	3.7
75 " 90 "	170	108	243	128	2.08	5.45

- 植え込みには水極めと土極めの方法があり、水極めとするのが一般的原則ですが、樹木の特性や現場の状況によっては、土極めを採用してください。
- 樹姿を考慮して、樹木に対する視線の方向に配慮し、樹木を美しく見せるように植え込む方向を決めます。また、街路樹の場合は、主枝を車道に平行にし、車の通行に支障のない距離をとって位置を決めてください。
- 植穴に客土をするときは、中央を高めにし、原土は砕いてほぐし、客土と原土をよく混合してください。
- 瓦礫をよく取り除いてください。
- 植込みは客土や灌水を十分にし、移植前の地際部を確認し、深植、浅植にならないように注意してください。



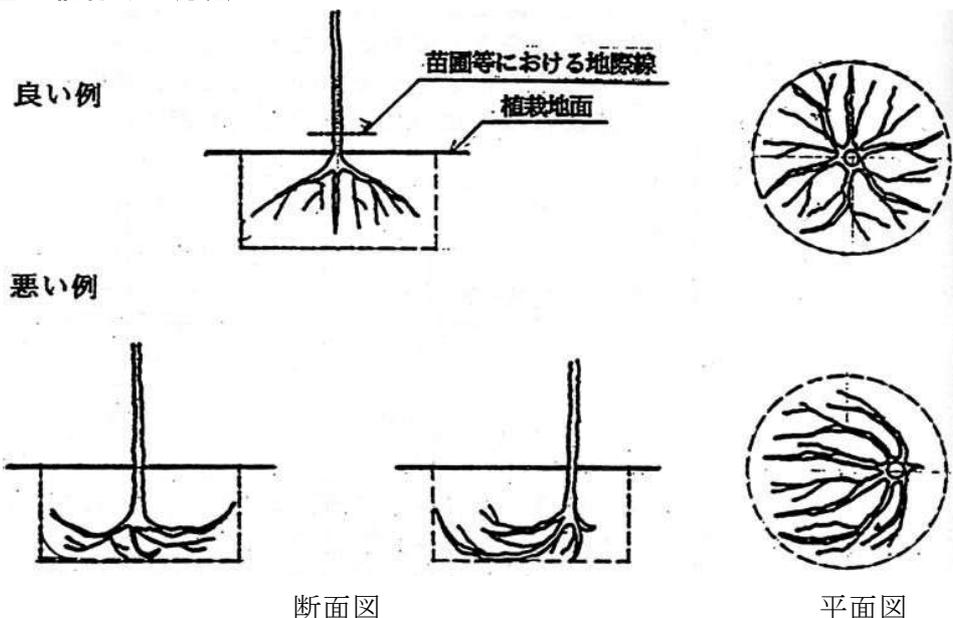
- 根巻きに使ったワラ、コモ等は、できるだけ取り除いてください。とくに、ビニール類は必ず取り除いてください。
- 肥料は直接根に付着すると根をいためることがあるので、慎重に用いてください。
- 植え終わったら、灌水に便利のように水鉢をきってください。



3) 低木類の留意点

- 低木は、通常単木的な植栽よりむしろ寄植えとして取り扱われることが多くなります。
- 寄植えをするときは、地拵えをし、40 cm 位の深さまで耕耘してください。
- 植付け時の留意点は次のとおりです。
 - a. 通常水極めで行ってください。
 - b. 中央に高いものを外側には枝葉の密なものを配し、全体が見ばえよく仕上がるようにしてください。
 - c. 根は植穴によく広げ、丁寧に植付けてください。
 - d. 深植えに注意し、苗圃等における地際線よりやや低い位置に植栽地面がくるように植付けてください。

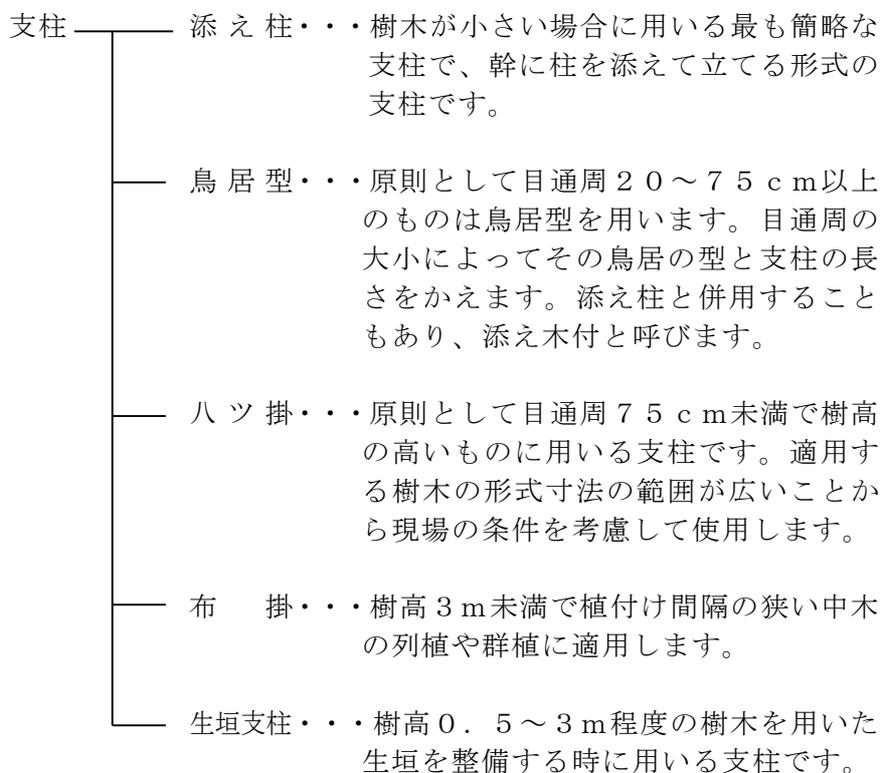
■ 植付けの方法



5 支 柱

- 支柱は根の活着の促進及び地上部の保護のため設置してください。
- 支柱は、それが用いられる樹木の形状寸法や植栽する場所により異なるものを用い、効果的かつ効率的に支柱機能を果たす構造としてください。
- 支柱は養生のためには欠かせませんが、景観上の配慮から支柱の種類を設定することが大切です。

- ・ 主な支柱の種類を以下に示します。



■ 支柱の形式とその適用樹木の基準

(高木:3m以上)

名称	目通周(cm)														
	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75
八ツ掛支柱(竹)	20cm未満														
二脚鳥居支柱(添無)					20cm以上	30cm未満									
二脚鳥居支柱(添)	30cm未満														
三脚鳥居支柱								30cm以上	60cm未満						
十字鳥居支柱								30cm以上	60cm未満						
二脚鳥居支柱組合せ										40cm以上	75cm未満				
八ツ掛支柱(丸木)					20cm以上	35cm未満									
八ツ掛支柱(丸木)										30cm以上	75cm未満				

(中木:60cm以上3m未満)

名称	樹高(cm)					
	60	100	150	200	250	300
生垣形支柱				100cm以上	300cm未満	
布掛支柱(竹)				100cm以上	300cm未満	
添柱形支柱(1本・竹)				100cm以上	300cm未満	
八ツ掛支柱(竹)					200cm以上	300cm未満
二脚鳥居支柱(添)					250cm以上	300cm未満

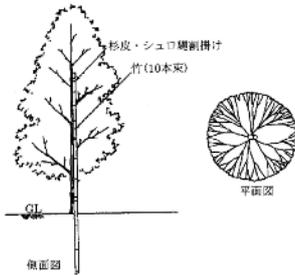
※ 一般的な樹木支柱は八ツ掛支柱を原則とする。

※ 街路樹、広場、園路沿い等の支柱は鳥居支柱を原則とする。

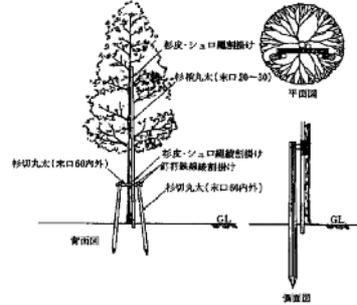
※ 支柱の選定は上記を原則とするが、各々の樹木の特質(樹形、深根性、浅根性等)更には立地条件(地下水位、土壌、周辺環境等)を十分勘案し、適宜対応すること。

■ 支柱標準図

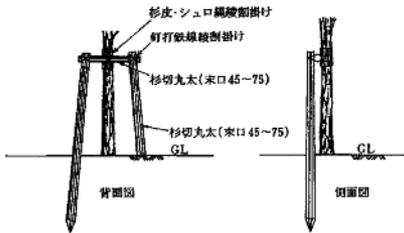
① 添え柱型 - 1



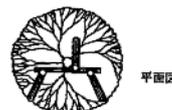
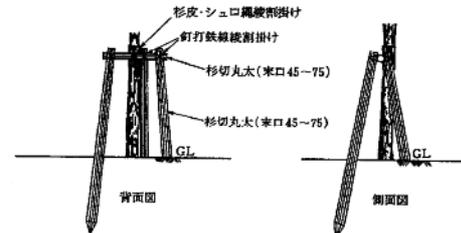
② 二脚鳥居支柱 (添木付)



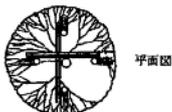
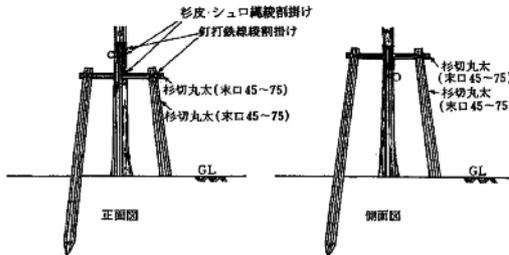
③ 二脚鳥居支柱 (添木なし)



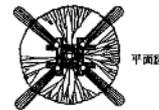
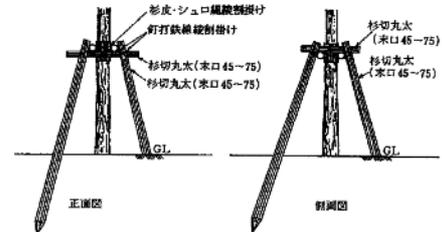
④ 三脚鳥居支柱



⑤ 十字鳥居支柱

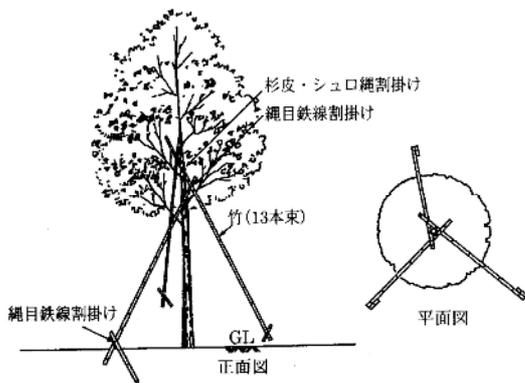


⑥ 二脚鳥居組合せ



⑦ ハツ掛 (三脚) (竹)

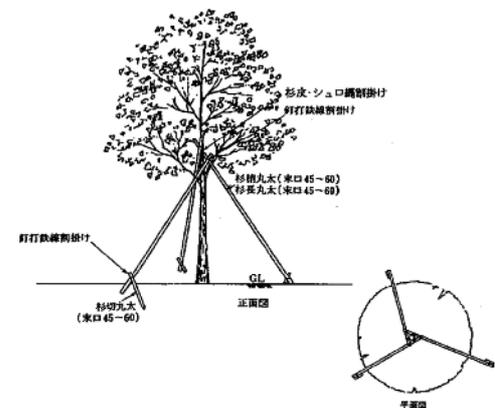
竹三本支柱



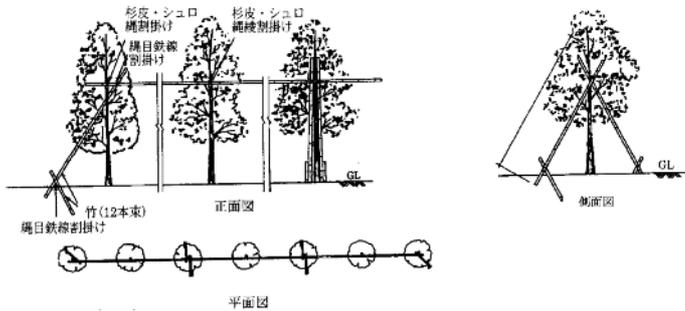
⑧ ハツ掛 (丸太) L = 4 m

⑨ ハツ掛 (丸太) L = 6.3 m

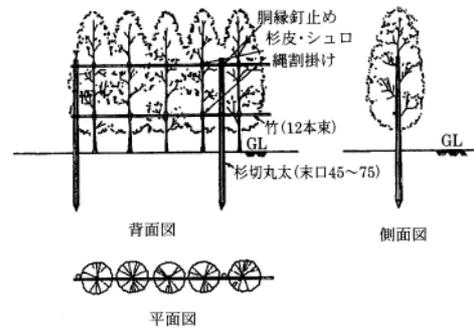
丸太三本支柱



⑩ 布掛型（竹）
竹布掛支柱



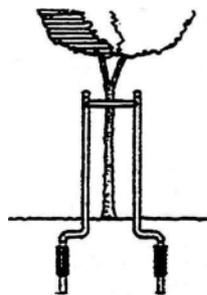
⑪ 生垣支柱（低木）



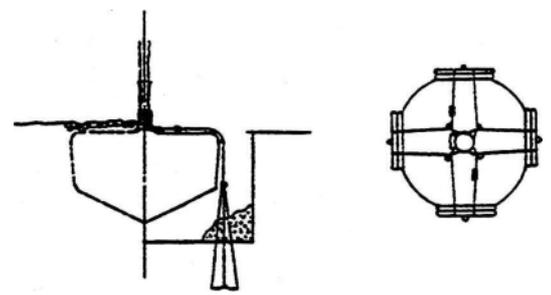
*唐竹を使用する場合は節止めとしてください。

- 現場の状況に応じて前述の支柱と形態の異なる、次のような支柱を使用することも可能です。とくに、景観や通行に配慮する必要がある場合に使用してください。

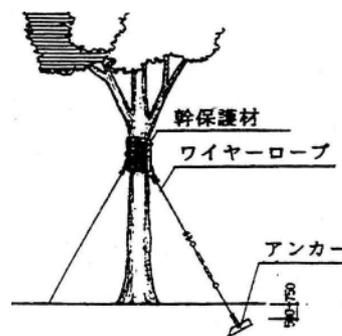
■ 鋼製支柱



■ ワイヤー支柱



■ アンカー支柱



6 その他の養生

- ・ 植栽後、活着に至るまでの期間（1～3年）は樹木を保護し、生育環境を整える必要があります。活着の成否は適切な植付けとともに、この養生が最終的な決定要因となります。
- ・ 養生には支柱の他に蒸発散抑制、樹幹保護と剪除、踏圧被害の防止等があります。

1) 蒸発散抑制

- ・ 樹木内の水分消失を抑えるために、枝葉からの蒸散抑制を行い、さらに土壌中の水分維持のため植栽地表面の蒸発抑制を行ってください。
- ・ 蒸発散抑制には、枝葉の剪除、蒸散抑制剤（OED、ワックス）による処理、マルチング（ビニールフィルム、ワラ、石礫、バーク堆肥等）の方法があります。

2) 樹木保護

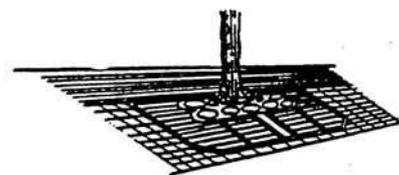
- ・ 日焼、寒風害、凍結防止のため、ワラや緑化テープ等による幹巻きを行ってください。

3) 踏圧からの保護

- ・ 踏圧による水鉢の崩壊、幹の傾倒、土の固結で呼吸が困難になることによる根の腐敗等を防止するため、単独樹の場合は、植込地土壌を保護するための植樹用の格子蓋を設置してください。



樹木保護柵



鉄製格子蓋

*特殊空間の緑化
屋上緑化、壁面緑化等
の建築物緑化や法面
の緑化を言う。

- 1 建築物緑化
- 2 法面の緑化

本章では、今後の市域緑化を進めるに当たり特殊条件としてとらえられる空間における緑化技術上の基本的な留意事項について述べています。

別冊 『屋上緑化等技術指針』 をご覧下さい。

1) 基本的な考え方

- ・ 本市の丘陵地における市街地の開発は、防災上、景観上の配慮から開発時の造成に伴う法面の緑化を積極的に行う必要があります。また、勾配30度以上の急な法面においても最大限の緑化に努めてください。

2) 緑化の手法

- ・ 法面緑化工法は、現在、緑化技術の中でも最も開発が進んでいる工法で、おおむね次のように分類できます。

■ 法面緑化工法の分類

分 類	工 法	土質による適正 (○印が適している)							
		盛土 (26~33度)			切土 (33~45度)				
		普通土	硬い粘質土	砂質土	粘質土	硬い粘質土	砂質土	硬い砂質土	軟岩 (土丹)
植 生 工	種子吹付工	○	○		○				
	植生マット工	○	○	○		○	○	○	
	張芝工	○		○			○		
	筋芝・植生筋工	○	○	○					
	植生袋工				○	○	○	○	○
	植生穴工					○			○
用 に よ る 工 法	法枠工+植生工				○	○	○	○	○
	擁壁工 (緑化ウォール)	○	○	○	○	○	○	○	

- ・ 最近ではこのような工法を応用して、ワイルドフラワーを法面に定着させるための工法 (植生マット工法の応用) 等も開発されており、今後積極的な使用が望まれます。

- ・ 法面緑化を行う際には、土質条件を精査し、それに適した工法を選ぶようにしてください。

<維持管理編>

1 維持管理の意図

- ・ 主たる緑化材料となる樹木等が生き物であることから、計画、設計の目的と内容を踏まえて緑化の目的を達成し、その目標に向け質をより高めるには、施行後の維持管理がたいへん重要であり、生育状況に応じたきめ細かな維持管理を行う必要があります。
- ・ 樹木の維持管理は大きくとらえて次の3つの作業に分けられます。
 - ① 緑化の目的に沿って、樹種や樹木ごとに維持管理し、そして植栽地（緑化地）全体を目標(経年後の完成予想図)とする姿に育成していく長期的な作業
 - ② 樹木の育成状況に合わせて、毎年定期的に行う作業
 - ③ 巡回視察により植物の状況を観察し、状況に応じ適宜行う作業
- ・ これらの作業は相互に連係して行う必要があります、効率的かつ効果的に行うためには、長期的な計画と、単年度ごとの年間計画を策定することが大切です。また、樹木等の配置、種類、形状寸法、過去の管理内容、問題点等を記載した管理台帳を作成し、常に作業の参考となる資料を作成することが大切です。
- ・ 市民、事業者、行政の協働・連携による緑化推進を図っていく上で、その維持管理は有効な手段としてとらえることができます。

2 維持管理計画

- ・ 維持管理計画を立てるに当たって、基本的に配慮すべき事項として、樹木等の標準的な年間生育サイクルと標準的な樹木や芝生の年間育成スケジュールを示すと次のようになります。

■ 年間育成サイクル

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
休 眠 期												
根が活動を始める時期												
萌芽期及び花芽分化期												

■ 樹木の年間維持管理計画

作業種	作業時期及び回数												年間作業回数
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
剪定(常緑)					—	—			—	—			1~2回
剪定(落葉)	—	—						—				—	1~2回
刈込み					—	—	—	—	—	—	—	—	1~3回
施肥	—	—	—			—						—	1~2回
病虫害防除	—	—			—	—	—	—	—	—			3~4回
こも巻 (冬期虫線)			(巻)							—	—		1回
除草・草刈					—	—	—	—	—	—			2~3回
灌水							—	—	—				適宜
幹巻(隠れ幹)					—								1回
防寒	—		—	(巻)							—	—	1回
支柱結束直し	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1回

■ 芝生の年間維持管理計画

作業種	作業時期及び回数												年間作業回数
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
刈込み						—	—	—	—				3~4回
目土		—	—	—									1~2回
施肥		—	—	—	—	—	—	—	—				2~3回

- ・ 維持管理に当っては、緑化対象施設の性格や緑化の目的により、方法や重点項目が異なります。対象施設別にみた維持管理上の留意点は次のとおりです。

1) 公 園

- ・ 公園利用者が安心して快適な公園利用ができるように努めてください。
- ・ 剪定は選抜剪定とし樹木の自然樹形を活かし、緑のボリュームアップを図るように努めてください。
- ・ 自然環境の保全、回復に努め、とくに自然樹林や自然の回復を目的とした植栽地では維持管理は必要最小限にとどめるように努めてください。

2) 学 校

- ・ 植物を環境教育の素材の一つとして極力自然な状態で観察できるように、その自然な状態が保てるように努めてください。
- ・ 子どもたちの安全のために病虫害の発生に留意し、殺虫剤などの薬剤は極力使用しないように防除に努めてください。

3) 公共公益施設

- ・ 地域の緑の拠点として、他の施設のモデルとなる質の高い維持管理に努めてください。
- ・ 利用者が安心して施設を利用できるよう、適切な病虫害防除を行うように努めてください。

4) 道 路

- ・ 樹木の生長により枝葉が建築限界線を越えたり、視界を妨げたりしないよう整姿、剪定に努めてください。
- ・ 強風による倒木や枯損による枝落ち等により、交通に支障を及ぼさないようにし、また、歩行者等が快適に通行できるように努めてください。

5) 住 宅 地

- ・ 住民に対する安全性と快適性のため、殺虫剤などの薬剤の使用は最小限にとどめるよう留意しながら病虫害の防除に努めてください。
- ・ 清潔な住宅地環境を形成するため、除草や清掃はこまめに行うよう努めてください。
- ・ 樹木が繁茂しすぎて日当たりが悪くなったり、防犯上見通しが悪くならない程度に剪定を行うよう努めてください。

6) 事 業 所

- ・ 地域の緑の核を形成するよう緑の育成に努めてください。
- ・ 就業者の快適な職場環境を形成するとともに、住民に対して清潔で品格のある企業イメージが与えられるよう、除草や清掃についてもこまめに行うよう努めてください。

1 剪 定

1) 剪定の目的

- ・ 樹木等は、基本的には自然な生長による樹種本来の美しい形としておくことが望まれますが、剪定は、美観あるいは機能の維持や樹木の健全な生長のために欠かせない維持管理作業の一つです。

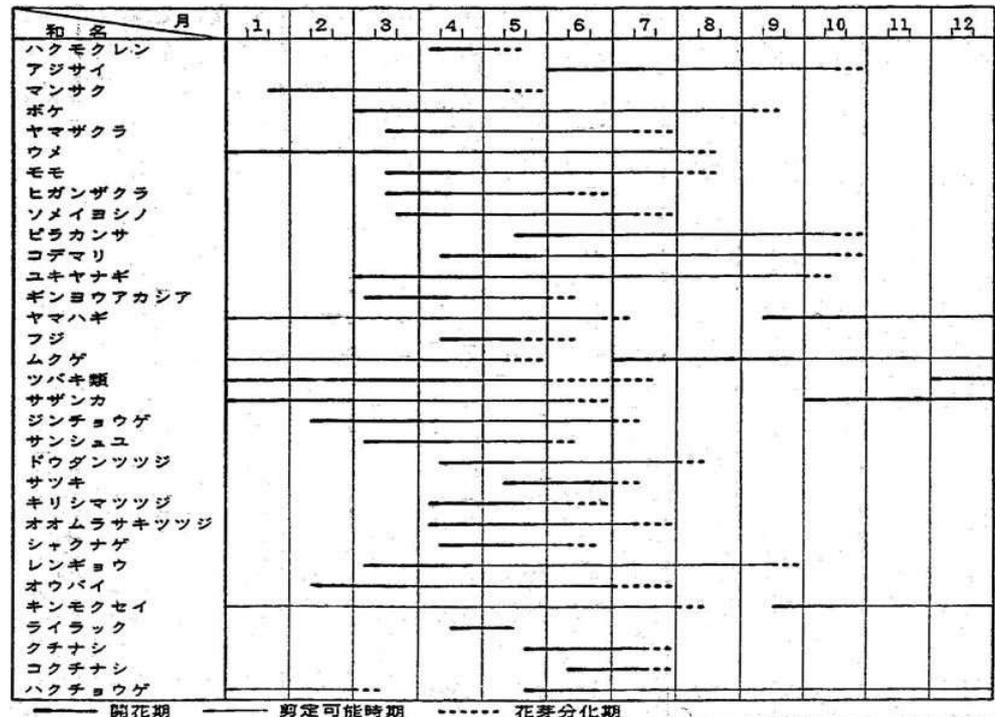
2) 剪定の方法

- ・ 剪定は、植栽の目的、樹種、生育状況などに応じ、適切な方法で行う必要があります。
- ・ 剪定は大きく、整枝（基本整枝、養生整枝、夏期整枝）、剪定（整姿剪定、中・低木剪定）、刈込み（寄植刈り込み、玉物刈り込み）に分類され、それぞれにいくつかの方法があります。

3) 剪定の時期

- ・ 高木の剪定は、冬期に主枝を対象とした剪定を行い、夏季は軽度の剪定にとどめる程度が望まれます。
- ・ 低木の刈込み剪定は、新芽の伸長が一旦停止する5、6月頃及び土用芽の伸長が停止する9、10月頃に行ってください。
- ・ 花木は、花芽を形成する前に剪定を終了する必要があるため、一般的には、落花直後に剪定するようにすると枯花も撤去でき、より効果的です。

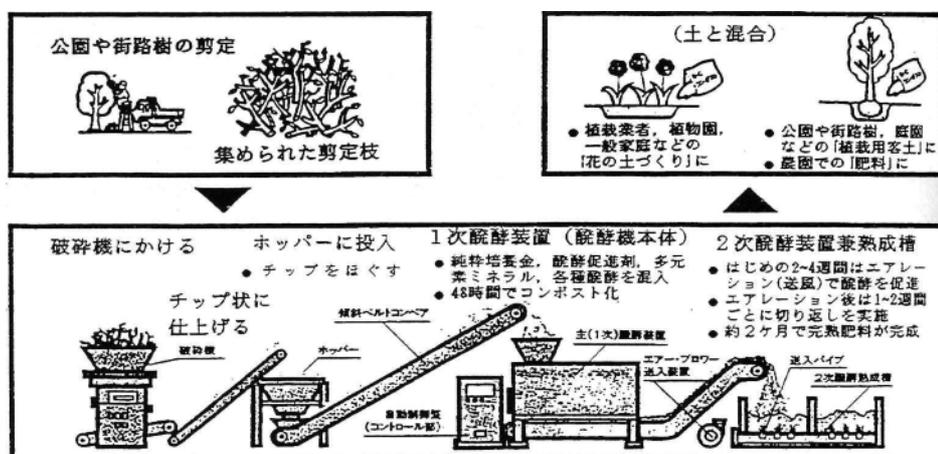
■ 花芽形成時期と剪定時期



4) 剪定枝葉等の再利用

- ・ 剪定や除草等で発生する樹木の枝葉・草は廃棄物として焼却されたり、埋立て処分されることが多くなりますが、堆肥化により肥料及び土壌改良材、チップ化によりマルチング材として再利用することが可能です。
- ・ 剪定枝葉等の再利用は、物質の循環というエコロジカルな観点からも資源の有効利用という省資源の観点からも、今後積極的な推進が望まれます。

■ コンポスト装置



■ チップ化機械



2 除草・清掃

1) 除草・清掃の目的

- ・ 雑草の繁茂は土壌水分や土壌養分の収奪、日照の遮断等、樹木等の生育と競合し、植栽地の通風を阻害し病虫害発生や景観を損ねる原因となるため、除草清掃作業を行う必要があります。

2) 除草の方法

- ・ 抜根除草、草刈及び除草剤散布等による方法がありますが、除草剤散布は、他の生物の生息環境への影響が考えられるので使用はできるだけ避けるようにします。また、雑草の繁茂を防ぐ方法として、マルチングが効果的です。

3) 除草の時期

- ・ 抜根、除草及び草刈は、雑草の出穂時、遅くとも結実期前に行うことが重要であり、雑草の発生サイクルを考慮すると、3月頃、6月頃と8月下旬～9月上旬の3回実施すると翌年の発生をかなり抑制できます。

■ 雑草の生活サイクルと除草の時期

草種	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
ヨモギ												
セイカアワダチソウ												
ヒメカシヨモギ												
ヒメジョオン												
ハルジョオン												
チガヤ												
ヨシ												
ススキ												

..... 葉や芽の成長 開花・結実

3 施肥

1) 施肥の目的

- ・ 植栽後数年間は、根系の養分吸収を助けるとともに、その発達を促すために、施肥を行い土壌中の養分を充分確保することが望まれると同時に、活着した樹木でも花木や強度の剪定が繰り返される樹木や土壌量が不足している人工地盤上の樹木については、樹勢の回復維持を図るため、定期的な施肥が必要となります。

2) 施肥の種類と施肥の時期

- ・ 肥料は、施肥の時期、目的の違いから寒肥と追肥に分けられます。

	寒 肥	追 肥
時期	・ 12月～2月	・ 6月下旬
種類	・ 緩効性の有機質肥料 (油カス、鶏糞、骨粉等)	・ 速効性の化学肥料、無機質肥料 (硫安、過リン酸石灰、硫酸カリ等)

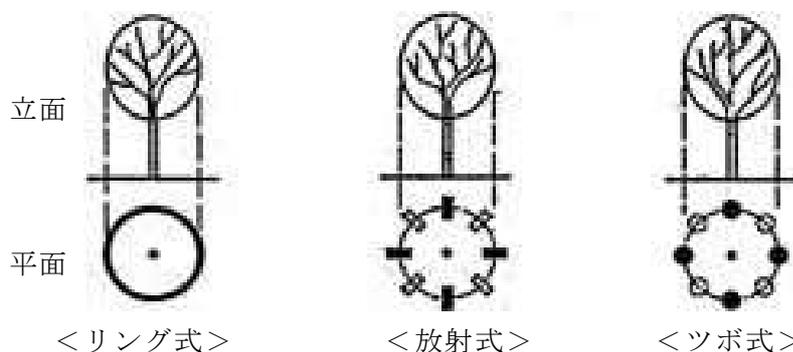
- ・ 具体的な肥料の選定に当たっては、生育状態や樹種によって検討する必要があります。
- ・ 近年効果が2～3年持続する緩効性化学肥料が開発されており、植栽時にこれを用いた場合は、使用后1～2年間は特に施肥の必要はありません。その後も緩効性化学肥料を用いることによって、施肥間隔を2～3年とすることが可能です。
- ・ 肥料の基本的な種類は窒素肥料（枝葉の発育を促す）、リン酸肥料（開花や結実に不可欠）、カリ肥料（根の発育を促す）の3種ですが、多様な肥料が市販されているので、仕様や効果をよく理解した上で用いるようにしてください。

3) 施肥の方法

- ・ 主な方法としては、リング式、放射式、ツボ式の3つの方式があります。
 - ① 高木・中木の施肥
 - ・ 原則として、寒肥は放射式またはツボ式とし、追肥はリング式としてください。
 - ・ 打込み式のパイル肥料はツボ式の方法に準じて用いますが、掘削、埋め戻しの手間が省けるため、作業の省力化、効率化が可能となります。
 - ・ 植柵や植樹帯では、柵等の内周に沿って幅15cm、深さ15cm程度を掘削し、施肥した後埋戻す方法で行ってください。
 - ② 低木の施肥
 - ・ 低木の寄植えはツボ式に準じ樹木間に深さ10cm程度の穴を掘削して行いますが、この方法による施肥が困難な場合は、散布する方法（バラマキ式）で行ってください。

方式	方 法
リング式	・ 根の先端（およそ樹冠の水平投影面の外周です）上に幅10～15cm、深さ20cm程度の円弧状の溝を掘削し施肥した後に埋め戻す方法
放射式、ツボ式	・ 下図の破線部と実線部を1年ごとに交互に繰り返し施肥する方法で掘削する深さ20cm程度としてください。

■ 施肥の方法



4 病虫害防除

1) 病虫害防除の目的

- 病虫害の発生は、樹木の健全な生育を妨げ植栽としての機能の低下をもたらすほか、利用者の住民に対して不快感や虫刺され等の被害を与える恐れがあります。このため、病虫害の予防に努めるとともに、その発生を認めたら、速やかに防除することが必要です。

2) 病虫害の予防

- 良好な生育環境のもとで健全に生育している樹木には、病虫害は発生しにくいもので、このため、土壌改良や施肥等の植栽基盤の改善により樹木に抵抗力をつける一方、剪定や除草等により通風を確保し、病虫害の予防に努めてください。

3) 病虫害防除実施の判断

- 定期的な巡回点検により早期発見に努め、被害が軽微な発生初期に速やかに防除することが重要ですが、病虫害の正確な判断と適切な対応処置を行うには、専門的な知識が必要であり、被害の状況によっては、専門家に防除を依頼することも必要となります。

4) 病虫害防除の方法

- 害虫を一つ一つ補殺したり樹木の病害部を切除する物理的防除は、作業効率は低いのですが発見と同時に即座に実施でき、周辺への影響が少ない方法です。
- 薬剤を噴霧器等で散布する薬剤防除は、作業効率は高いのですが、周辺住民や生物への影響が考えられるのでできるだけ避けたい方法で、やむを得ず実施する場合は、薬剤の種類、濃度、毒性、適用植物、時期、時間、天候等を把握し、実施することが必要となります。

■ 主な樹木に発生する病害虫

樹 種	病 害	害 虫
ケ ヤ キ	こうやく病、すす病、白星病等	カイガラムシ、アカアシノミゾウムシ、コシアブラムシ、ブチアブラムシ、イラガ等
トウカエデ	うどんこ病、新抹首垂病等	ワタカイガラムシ、イラガ等
イ チ ョ ウ	胴枯病等	カイガラムシ等
シ ラ カ シ	すす病等	アブラムシ等
エ ン ジ ュ	炭そ病、斑点病等	アブラムシ、カイガラムシ、イラガ等
ト チ ノ キ	紅斑性がいしゅ病等	クリケムシ等
プ ラ タ ナ ス	炭そ病、褐斑病等	アメリカシロヒトリ、イラガ、ツノロウムシ等
ニセアカシア	炭そ病等	アブラムシ、カイガラムシ、クワカミキリ等
サ ク ラ	テングス病等	アメリカシロヒトリ、コブアブラムシ、イラガ、ウメケムシ、モンクロシヤチホコ等

■ 主な害虫と薬剤

害虫	主な樹種	主な適応薬剤	希釈倍率	年間発生回数
ハマキムシ	ボックスウッド	カルホス乳剤	1000~1500	2回
	モチノキ、カナメモチ	スミチオン乳剤	500~1000	
	シャリンバイ	DDVP乳剤 50	1000~1500	
アメリカシロヒトリ	プラタナス	カルホス乳剤	1000	3回
	アメリカフウ	ダイブテレックス乳剤 10	300	
	サクラ	DDVP乳剤 50	1000~2000	
ケムシ類 モンクロシヤチホコ	サクラ	カルホス乳剤	1000~1500	1回
		スミチオン乳剤	〃	
		DDVP乳剤 50	1000~2000	
		ダイブテレックス乳剤 10	300	
ツゲノメイガ	ボックスウッド	DDVP乳剤 50	1000~2000	2回
イラガ	トウカエデ、ケヤキ、プラタナス、アメリカフウ、ナンキンハゼ	カルホス乳剤	1000~1500	2回
		スミチオン乳剤	〃	
		DDVP乳剤 50	1000~2000	
		ダイブテレックス乳剤 10	300	
カイガラムシ	サザンカ、モチノキ	マシン油乳剤	30	1回
ミノムシ	クスノキ、ヤマモモ、アメリカフウ、プラタナス、メタセコイヤ、トウカエデ	ダイブテレックス乳剤 10	300	1回
		ランネート水和剤	1000~2000	
		カルホス乳剤	1000~1500	
グンバイ	ツツジ類、サツキ	カルホス乳剤	1000~1500	1回
アブラムシ	ウメ、サクラ、トベラモミジ	スミチオン乳剤	500~1000	
		ダイブテレックス乳剤 10	300	
チャドクガ	ツバキ類、サザンカ、カンツバキ	DDVP乳剤 50	1000~2000	1回
		スミチオン乳剤	1500	

5 灌 水

1) 灌水の目的

- わが国では年間を通じて降雨量が多いので、土壌水分が不足することはあまりなく、活着後の樹木が土壌水分の不足で枯損することはほとんどありません。しかし、夏場の渇水時や土壌量の少ない人口地盤の植栽地や保水力に乏しい土壌から成る植栽地では、乾燥により枯損を生じる恐れがあります。また、植栽直後の樹木では、根系の水分吸収力が弱いので、灌水により土壌水分を十分に確保する必要があります。

2) 灌水の方法と時刻

- 灌水の方法は、人力灌水と施設灌水(スプリンクラー、ドリップ等)に分けられます。
- 灌水時刻は、夏場は日中をさけ、朝または、夕方に行い、冬場は日中に行ってください。

6 その他

1) 支柱の補修、撤去等

- 道路植栽や人工地盤上の植栽は、活着後も安全上永続的な支柱の設置が必要なため、支柱が破損した場合や老朽化した場合は、支柱の補修・更新を行う必要があります。
- 樹木が活着し根系が十分に発達し、倒伏の恐れがなくなった場合、仮設的な支柱は不要であり、景観上好ましくないので早急に撤去することが望まれます。
- 樹木は、結束部分が緩んだり、幹の肥大に伴って結束部分が狭窄され、幹折れが生じる恐れがありますので、定期的な点検を行い、結束部分の調整や結束直しが必要となります。

2) 枯損木等の撤去・補植

- 枯損木を放置すると、植栽地の景観を損ねるので、撤去すると共に必要に応じて補植等を行い、枝や幹の枯れ下がりに対しては、枯損部分を切除してください。
- 補植する場合は、枯損の原因を明らかにし、必要な対策を取ってから植栽することが必要です。

<参 考 資 料>

- ・ 樹木の持つ防災効果は、先の阪神・淡路大震災（1995）により認識を新たにさせられました。
- ・ そこで、樹木の防火効果に関する実験データ*の要約を紹介します。

樹木はどの位火に強いのか

都市防火の一環として樹木を活用する場合、樹木の防火機能は、次の二つの力により支えられるということを念頭におかすなければならない。

- 樹木が、(1) 火にどこまで耐えるか（耐火力）
- (2) 熱をとれだけ遮断するか（遮断力）

樹木が耐火力に有効であるためには、その「耐火力」により火熱に耐え、焼失することなく、樹木としての形状が維持されること、そしてその結果、遮蔽物となって「遮断力」が発揮されることが必須の条件である。

(1) 耐火力

樹木、特にその受熱面としての樹葉は、熱を受けると茶色に変色していく。更に黒褐色になり、これと同時に葉裏から烈しく蒸気が発生し、折れ曲がるように変形する。この変形終わる頃には真っ黒に変色している。ここで、更に耐火限界値を超える熱を受けた場合は発火となる。一方、限界値以下の受熱が継続する場合には、黒焦げから次第に白色化するものと、黒焦げのまま裂け目が出来て来るものとに分かれる。このような状態になったものは、どちらも、もう決して発火することはない。

20,000Kcal/m²h以下の熱、或は550°C以下の温度では、例え発火しても、赤点（Red Spot）が次第に拡大し、葉全面に広がってゆくのみで、これが炎となることはない（無炎発火）。発火しても炎をあげないということは、防火上極めて大切なことで、有効な遮断物として推奨できるものである。ただし、炎に触れた場合には、炎上の可能性はある。

図1は、常緑広葉樹の発火時間と受熱量との関係を示す。グラフの上半分は危険域、下半分は安全域を意味する。即ち、常緑広葉樹の場合、13,450 Kcal/m²h 以下の熱量であればいくら時間をかけても発火は無いということで、この値が「耐火限界値」である。

図2、3は落葉広葉樹と針葉樹の発火時間と受熱量との関係を示す。「耐火限界値」は、落葉広葉樹で、13,930 Kcal/m²h、12,020 Kcal/m²h である。

図4は、火熱を受けた常緑広葉樹（マテバシイ：Pasania edulis Makino）の葉温の変化を示す。側点1は葉の上方2cmの空気温度、側点2、3は表面温度、4、5は裏面温度を示す。このうち3と4は輻射の影響を排除したもので、側点3の値が葉面温度（葉温）である。これまでの実験結果から得られた樹葉の「耐火限界温度」（葉面温度）は、常緑広葉樹で455°C、落葉広葉樹で407°C、針葉樹で409°Cである。

(2) 遮断力

限界値以下の受熱では、樹木の発火、炎上はなく、その形状は維持されているため、一種の衡立としての遮断力が期待できることになる。樹木の衡立は、コンクリートや板の壁と異なり、空隙をもっているのが本来の姿である。従って、熱エネルギー遮断の能力も、100%密な壁体と比較した場合、割り引きをして考えねばならない。

1枚の葉の遮断率を小型炉による実験では、常緑広葉樹で40%、落葉広葉樹で30%である。イチヨウは落葉樹ながら、常緑広葉樹と比較しても上位に当たる48.3%を示した。

1本の樹木の遮断率では、実大火災実験のサンゴジュの例では、83~93%である。なお、試験体（シラカシ）によっては、1本では36%ほどのものも、3本集まると93%を上回る。何層にも重なった葉が効果を高めるわけである。針葉樹はカイズカイブキ、サワラとも90%を示す。これが3本となると97%を上回り、ほぼ、完全な遮蔽物となることが分かる。

複数の樹木の集合体である樹帯では、構成する樹木の列数および樹木の間隔並びに配植の如何によって遮断率に差異が見られる。即ち、表-1に見られるように1列植の場合、樹木の間隔が葉張りの1/2以下の場合、80%を示す。そころが、間隔を葉張り1本分にまで広げると、60%に低下する。2列植の場合、輻射熱の遮蔽には交互植が優れている。3列植の場合、樹木の間隔を葉張り1本離しても、95%の遮断率を示す。遮断という点から云えば、樹木は「3列」で「交互植」であれば十分と言えよう。

* 実験データの出典
岩河信文
(1995) 樹木の防災効果
都市緑化技術 (NO. 17)

* 図1、2、3、4及び表1については、参考資料P. 2~3参照。

- ・ このような樹木の持つ防火効果を十分考慮した緑化計画を行ってください。

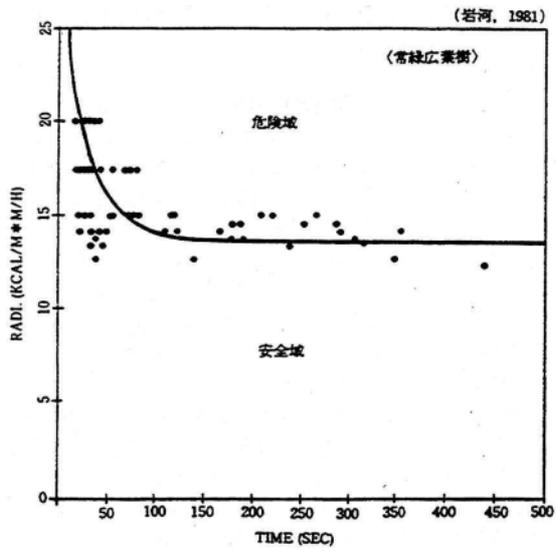


図1 常緑広葉樹の発火限界曲線

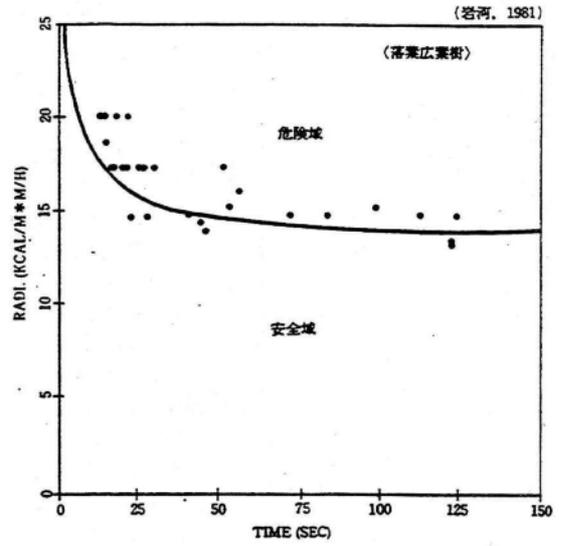


図2 落葉広葉樹の発火限界曲線

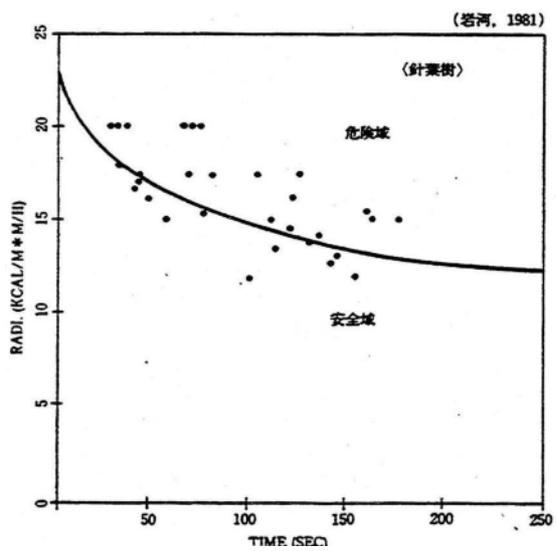


図3 針葉樹の発火限界曲線

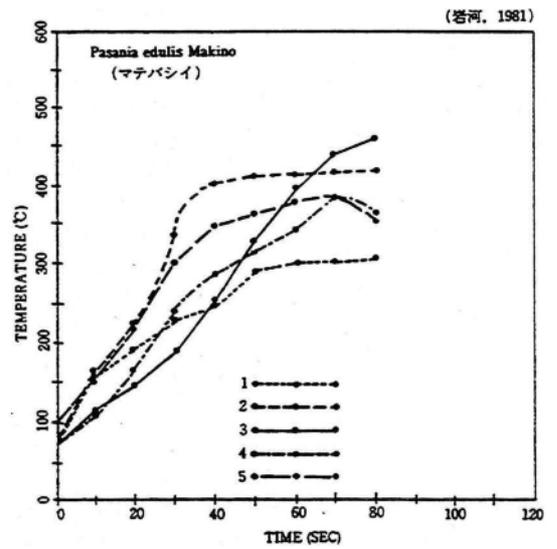


図4 受熱による葉温の変化

表1 配植パターンによる温度低減効果の差

隙間 配植 No.	位置 列	開木直後の温度低減効果			炉から1.7mの温度低減効果			
		1 列	2 列	3 列	1 列	2 列	3 列	
隙間 なし	正 列	1	% 69.6	% 95.8	% 88.9	% 73.9	% 78.3	% 82.6
			88.3	96.2	100.0	92.0	96.0	100.0
			85.1	93.3	100.0	92.6	96.3	100.0
	交 互	2		77.1	94.4		87.0	87.0
				96.2	100.0		100.0	100.0
				96.7	100.0		100.0	100.0
葉 張 の 1/2	正 列	3	58.0	68.8	88.9	56.5	65.2	70.0
			83.1	92.5	97.6	64.0	80.0	96.0
			78.2	90.0	100.0	70.4	85.2	100.0
	交 互	4		58.8	77.8		73.9	78.3
				83.0	100.0		96.0	100.0
				90.0	97.6		96.3	100.0
葉 張 分	正 列	5	66.7	64.6	77.8	43.5	47.8	60.9
			62.3	86.8	95.2	48.0	64.0	84.0
			56.3	81.7	95.1	55.6	66.7	88.9
	交 互	6		35.4	75.0		52.2	73.9
				54.7	97.6		68.0	96.0
				66.7	100.0		70.4	100.0

註：数字は上段目=1.2m 中段目=0.6m 下段目=0.3mの値を示す。

分類	樹種	樹形	特性							見所							適地							地域特性			樹種			
			煙	火	潮	風	陰	湿	乾	季節感			新芽	芳香	シンボル・ランドマーク	緑陰	樹形	昆虫	食餌	公園	学校	公共施設	道路	住宅地	事業所	特殊空間		臨海部	低地部	丘陵部
										花	実	紅葉																		
常緑高木	アカガシ		○	○	○	○	○			5(白)								○	○	○	○		○	○		○	○	○	アカガシ	
	アラカン		○	○		○				4~5(白)							○	○	○	○		○	○		○	○	○	アラカン		
	イスノキ				○		○											○	○	○		○	○		○	○	○	イスノキ		
	イヌツゲ		○		○		○							○				○	○	○		○	○		○	○	○	イヌツゲ		
	ウバメガシ		○	○	○	○			○									○	○	○		○	○		○	○	○	ウバメガシ		
	オオカナメモチ											10~11						○	○	○		○	○			○	○	オオカナメモチ		
	オオバマサキ		○				○									○		○				○	○		○	○	○	オオバマサキ		
	オガタマノキ						○			3~4(白)	10~11						○	○						○			○	○	オガタマノキ	
	オリーブ				○				○									○	○			○			○	○	○	オリーブ		
	カクレミノ						○															○				○	○	カクレミノ		
	カナメモチ				○													○	○	○		○	○		○	○	○	カナメモチ		
	カラタネオガタマ									3~4(淡黄)			○					○	○									カラタネオガタマ		
	カロリナポプラ							○					○	○				○										カロリナポプラ		
	キンモクセイ									10(橙)			○					○	○	○		○	○			○	○	キンモクセイ		
	クスノキ		○					○					○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	クスノキ		
	クロガネモチ				○		○			7~9(紅)								○	○	○		○	○		○	○	○	クロガネモチ		
	ゲッケイジュ				○		○		○				○	○				○	○			○			○	○	○	ゲッケイジュ		
	サザンカ				○		○		○									○	○	○		○	○		○	○	○	サザンカ		
	サンゴジュ		○	○			○											○	○			○	○		○	○	○	サンゴジュ		
	シュロ	特殊形状																○										シュロ		
シラカン		○	○	○	○	○											○	○	○		○	○		○	○	○	シラカン			
シロダモ						○									○		○	○			○				○	○	シロダモ			
スダジイ		○	○	○	○							○	○				○	○	○					○	○	○	スダジイ			
タイサンボク									5~6(白)									○	○		○				○	○	タイサンボク			
タブノキ		○	○		○	○											○	○						○	○	○	タブノキ			
チャンチン							○										○				○	○			○		チャンチン			
ツバキ		○							2~3(赤,白等)								○	○	○		○	○		○	○	○	ツバキ			

分類	樹種	樹形	特性							見所							適地							地域特性			樹種							
			耐煙性	耐火性	耐潮性	耐風性	耐陰性	耐湿性	耐乾性	季節感			新芽	芳香	シンボル・ランドマーク	緑陰	樹形美しさ	昆虫	食餌	公園の緑化	学校の緑化	公共施設の緑化	道路の緑化	住宅地の緑化	事業所の緑化	特殊空間の緑化		臨海部	低地部	丘陵部				
										花	実	紅葉																						
常緑高木	ネズミモチ		○	○	○		○										○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ネズミモチ		
	ハマビワ				○	○																										ハマビワ		
	ヒイラギ		○		○		○										○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ヒイラギ	
	ヒイラギモクセイ		○		○		○	○									○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ヒイラギモクセイ	
	ヒサカキ				○		○										○																ヒサカキ	
	ヒメユズリハ				○		○																										ヒメユズリハ	
	ビワ				○												○	○	○				○										ビワ	
	フサアカシア				○	○												○	○	○	○	○											フサアカシア	
	マサキ		○		○												○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	マサキ
	マテバシイ		○	○	○	○											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	マテバシイ
	モチノキ		○	○	○		○										○	○					○											モチノキ
	モッコク		○	○	○		○										○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	モッコク
	ヤブツバキ		○	○	○													○	○	○			○	○										ヤブツバキ
	ヤブニッケイ				○	○	○										○						○											ヤブニッケイ
ヤマモモ		○	○	○	○	○		○								○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ヤマモモ	
ユーカリ						○											○	○	○	○	○	○	○										ユーカリ	
ユズリハ				○	○		○										○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ユズリハ	
				</																														

分類	樹種	樹形	特性							見所										適地							地域特性			樹種
			耐煙性	耐火性	耐潮性	耐風性	耐陰性	耐湿性	耐乾性	季節感			新芽	芳香	シンボル・ランドマーク	緑陰	樹形美しさ	昆虫	食餌	公園緑化	学校緑化	公共施設緑化	道路緑化	住宅地の緑化	事業所の緑化	特殊空間の緑化	臨海部	低地部	丘陵部	
										花	実	紅葉																		
落葉高木	アオギリ		○		○			○							○		○					○	○	○		○	○		アオギリ	
	アカメガシワ				○					5~6月(黄)	10(黒)						○	○	○				○			○	○	○	アカメガシワ	
	アキニレ		○		○			○	○					○				○	○			○	○	○	○	○	○	○	アキニレ	
	アメリカキササゲ							○		6~7(黄,白)	10~11(緑→褐)							○	○			○					○		アメリカキササゲ	
	アメリカデイゴ		○		○			○	○	7~9(赤)							○	○			○	○	○			○	○		アメリカデイゴ	
	アメリカフウ		○		○			○		4~5					○				○		○	○				○	○		アメリカフウ	
	アメリカヤマナラシ							○										○	○			○					○		アメリカヤマナラシ	
	アンズ									3(淡紅)	9~10			○					○	○		○	○				○	○	アンズ	
	イイギリ							○			10								○	○	○	○					○	○	イイギリ	
	イチジク	不整形			○			○			9~11								○	○	○		○				○	○	イチジク	
	イボタノキ		○		○			○		5(白)									○	○			○				○	○	イボタノキ	
	イヌシデ	不整形								4~5(白)				○					○				○					○	○	イヌシデ
	イロハモミジ	不整形												○		○			○	○			○					○	○	イロハモミジ
	ウメ		○		○					2~3(白,淡紅)	6			○					○	○			○				○	○	ウメ	
	ウメモドキ	不整形								5~6(淡紫)	10~11(赤)								○	○			○					○	○	ウメモドキ
	エゴノキ				○	○	○	○	○	5~6(白)	10(灰白)								○	○			○				○	○	エゴノキ	
	エノキ				○						10(赤褐)			○	○	○			○	○		○				○	○	○	エノキ	
	エンジュ		○		○			○	○	7~8(乳白)	10~11								○	○			○	○			○	○	エンジュ	
	オオシマザクラ		○		○			○		4/中~5(淡紅)	7				○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	オオシマザクラ	
	カキノキ				○						10~11(黄紅)	10~11							○	○			○				○	○	カキノキ	
	カツラ							○											○				○					○		カツラ
	カラスサンショウ									7~8(淡緑)	11(紅)			○					○				○					○		カラスサンショウ
	カラタチ		○					○		4~5(白)	9(黄)								○				○					○		カラタチ
	カロライナポプラ														○					○			○					○		カロライナポプラ
	カワヤナギ							○		3~5									○				○					○		カワヤナギ
	カンヒザクラ				○			○		3/中~4(紅)									○				○				○	○	カンヒザクラ	
	キササゲ							○		6~7(黄)	10								○	○	○	○	○					○		キササゲ
	ギョリュウ				○			○		5, 9(淡紅)									○				○				○	○		ギョリュウ
	クサギ							○		8~9(白)	11(赤)								○	○	○		○					○		クサギ
	クヌギ							○	○		10(茶)	10~11	○						○	○	○						○	○		クヌギ

分類	樹種	樹形	特性							見所							適地							地域特性			樹種													
			耐煙性	耐火性	耐潮性	耐風性	耐陰性	耐湿性	耐乾性	季節感			新芽	芳香	シンボル・ランドマーク	緑陰	樹形美しさ	昆虫	食餌	公園緑化	学校緑化	公共施設緑化	道路緑化	住宅地の緑化	事業所の緑化	特殊空間の緑化		臨海部	低地部	丘陵部										
										花	実	紅葉																												
落葉高木	クリ				○												○									○	○	○	クリ											
	ケヤキ					○												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ケヤキ											
	コナラ	不整形						○																				○	○	○	コナラ									
	コブシ																												○	○	○	コブシ								
	ザクロ	不整形			○																									○	○	○	ザクロ							
	サトザクラ		○																○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	サトザクラ								
	サラサモクレン																			○										○	○	○	サラサモクレン							
	サルスベリ	不整形			○															○										○	○	○	サルスベリ							
	サワグルミ						○												○		○	○								○	○	○	サワグルミ							
	サンシュユ																															○	○	○	サンシュユ					
	シダレザクラ																															○	○	○	シダレザクラ					
	シダレヤナギ		○		○																												○	○	○	シダレヤナギ				
	シラカンバ																																	○	○	○	シラカンバ			
	シロバナサルスベリ	不整形	○		○																													○	○	○	シロバナサルスベリ			
	シンジュ		○																																○	○	○	シンジュ		
	スズカケノキ(プラタナス)		○																																○	○	○	スズカケノキ(プラタナス)		
	セイヨウハコヤナギ(ボブラ)		○	○																																○	○	○	セイヨウハコヤナギ(ボブラ)	
	セウダン		○		○																															○	○	○	セウダン	
	ソメイヨシノ																																				○	○	○	ソメイヨシノ
	タイワンフウ				○	○																															○	○	○	タイワンフウ
トウカエデ		○			○																																○	○	○	トウカエデ
トゲナシニセアカシア	不整形	○		○																																	○	○	○	トゲナシニセアカシア
トチノキ		○		○		○																															○	○	○	トチノキ
トネリコ		○	○																																		○	○	○	トネリコ
トネリコバナカエデ						○																															○	○	○	トネリコバナカエデ
ナツツバキ						○																															○	○	○	ナツツバキ
ナツミカン																																					○	○	○	ナツミカン
ナツメ																																					○	○	○	ナツメ
ナナカマド	不整形	○																																			○	○	○	ナナカマド
ナンキンハゼ		○																																			○	○	○	ナンキンハゼ

分類	樹種	樹形	特性							見所							適地							地域特性			樹種				
			煙	火	潮	風	陰	湿	乾	季節感			新芽	芳香	シンボル・ランドマーク	緑陰	樹形	昆虫	食餌	公園	学枝	公共施設	道路	住宅地	事業所	特殊空間		臨海	低地	丘陵	
										花	実	紅葉																			
落葉高木	ネムノキ				○			○	○	7~8(淡紅)	10						○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	ネムノキ	
	ノウゼンカズラ	菱状								7~8(紅)								○				○					○		○	ノウゼンカズラ	
	ノムラモミジ	不整形状					○							○				○				○						○		ノムラモミジ	
	ハクウンボク						○	○		5~6(白)	9						○	○	○			○						○	○	ハクウンボク	
	ハクモクレン		○	○						4(白)								○	○			○						○		ハクモクレン	
	ハッサク										11/中~12(黄)																	○		ハッサク	
	ハナノキ						○														○								○	○	ハナノキ
	ハナミズキ						○			4~5(白(黄緑))	10(赤)	10~11/初		○			○	○	○			○	○					○		○	ハナミズキ
	ハルニレ				○					4~5(赤)								○	○				○	○			○	○		○	ハルニレ
	ハンノキ							○					○				○	○				○							○	○	ハンノキ
	ベニスモモ									4~5(ピンク)								○				○							○		ベニスモモ
	マユミ				○			○		5~6(白)	9~12(紅)	9~12					○	○					○					○	○		マユミ
	マンサク			○	○			○		2~3(黄)		11~12/中							○	○	○		○	○					○	○	マンサク
	ミズキ			○				○	○	5~6(白)	10(黒紫)						○	○	○				○						○	○	ミズキ
	ムクノキ			○		○		○	○		10(黒)				○	○	○	○									○	○	○	○	ムクノキ
	ムラサキハシドイ(ライラック)									4~5(紫,白,紅)				○				○					○						○		ムラサキハシドイ(ライラック)
	ヤシャブシ	菱状		○						3(黄褐)	10								○											○	ヤシャブシ
	ヤマザクラ									4(淡紅,白)	6(紅)				○		○	○				○							○	○	ヤマザクラ
	ヤマハンノキ								○										○				○							○	ヤマハンノキ
	ヤマボウシ									6~7(白)	10~11(紅)	10~11/初						○	○				○					○	○	○	ヤマボウシ
ヤマモミジ	不整形状						○				10~11/中				○			○				○						○	○	ヤマモミジ	
ユリノキ									5(黄)					○	○		○	○			○	○						○		ユリノキ	
ライム													○															○		ライム	
リョウブ	不整形状								7~9(白)	10								○	○	○		○	○					○	○	リョウブ	

分 類	樹 種	樹 形	特 性							見 所										適 地							地域特性			樹 種
			耐 煙 性	耐 火 性	耐 潮 性	耐 風 性	耐 陰 性	耐 湿 性	耐 乾 性	季 節 感			新 芽	芳 香	シ ン ポ ル ・ ラ ン ド マ ー ク	緑 陰	樹 形 の 美 し さ	昆 虫	食 餌	公 園 の 緑 化	学 校 の 緑 化	公 共 公 益 施 設 の 緑 化	道 路 の 緑 化	住 宅 地 の 緑 化	事 業 所 等 の 緑 化	特 殊 空 間 の 緑 化	臨 海 部	低 地 部	丘 陵 部	
										花	実	紅 葉																		
常 緑 低 木	モッコウバラ								4~5(白,黄)									○	○	○		○	○	○		○	○	○	モッコウバラ	
	ヤエクちなシ					○			7(白)									○	○	○		○	○			○		○	ヤエクちなシ	
	ヤツデ		○	○	○	○			11(白)										○	○	○		○	○		○	○	○	ヤツデ	
	ヤマツツジ								4~5(淡紅)										○	○	○	○	○	○		○	○	○	ヤマツツジ	
落 葉 低 木	アキグミ		○						5(白黄)	10(赤)							○					○				○		○	アキグミ	
	アジサイ				○	○	○		6~7(紫~青)									○				○				○	○		アジサイ	
	イヌコリヤナギ						○	○	3~4									○				○				○	○		イヌコリヤナギ	
	ウツギ					○	○		4(白)									○				○		○			○		ウツギ	
	オオデマリ								5~6(白緑)									○				○					○		オオデマリ	
	ガクアジサイ		○		○	○	○		5~6(紫紅)									○				○				○	○	○	ガクアジサイ	
	ガマズミ									9~10(赤)	10~11/下							○				○					○		ガマズミ	
	キハギ					○			7~9(淡紫,白)													○					○		キハギ	
	コゴメウツギ								5~6(黄)									○				○					○		コゴメウツギ	
	コデマリ								4~5(白)									○				○					○		コデマリ	
	コマユミ					○					10~11/中							○				○					○		コマユミ	
	ゴンズイ					○			5~6(黄緑)								○	○				○					○		ゴンズイ	
	サンショウ					○			4~5	10							○		○								○		サンショウ	
	シジミバナ								4~5(白)									○				○					○		シジミバナ	
	シモツケ					○		○	5~7(淡赤紅)									○				○					○		シモツケ	
	シロヤマブキ					○			4~5(白)									○				○					○		シロヤマブキ	
	セイヨウバカウツギ		○				○		6~7(白)									○				○					○		セイヨウバカウツギ	
	タニウツギ						○		5~6(紅)									○				○					○		タニウツギ	
	ドウダンツツジ								4~5(白)									○				○					○	○	ドウダンツツジ	
	トサミズキ				○	○			3~4(黄)									○				○				○	○	○	トサミズキ	
ニシキウツギ				○				5~6(白→紅)									○				○					○	○	ニシキウツギ		
ニシキギ				○					10~11(赤)	10~11	○						○				○					○	○	ニシキギ		
ネコヤナギ						○											○				○					○	○	ネコヤナギ		
ハコネウツギ				○	○			5~6(白,淡紅等)									○				○					○	○	ハコネウツギ		

分類	樹種	樹形	特性							見所										適地							地域特性			樹種
			煙性	火性	潮性	風性	陰性	湿性	乾性	季節感			新芽	芳香	シンボル・ランドマーク	緑陰	樹形	昆虫	食餌	公園の緑	学校の緑	公共施設の緑	道路の緑	住宅地の緑	事業所の緑	特殊空間の緑	臨海部	低地部	丘陵部	
										花	実	紅葉																		
竹・笹類	アズマネザサ								○									○									○	○	アズマネザサ	
	オロシマチク																										○	○	オロシマチク	
	カンチク																	○	○			○					○	○	カンチク	
	クマザサ							○										○	○	○		○	○				○	○	クマザサ	
	コグマザサ							○										○	○	○	○	○	○				○	○	コグマザサ	
	ダイミョウチク																										○	○	ダイミョウチク	
	ナリヒラダケ																	○	○			○	○				○	○	ナリヒラダケ	
	ホテイチク																										○	○	ホテイチク	
	マダケ						○											○									○	○	マダケ	
	モウソウチク																	○				○					○	○	モウソウチク	
地被	アジュガ						○	○		4~5(青)								○				○				○	○	アジュガ		
	イタビカズラ				○		○				10~11(紫黒)							○				○	○			○	○	イタビカズラ		
	オオバジャノヒゲ(リュウノヒゲ)				○		○	○		6~7(淡紫)								○	○	○	○	○	○			○	○	オオバジャノヒゲ(リュウノヒゲ)		
	キツタ(ヘデラ)		○		○		○											○								○	○	○	キツタ(ヘデラ)	
	コトネアスター				○		○				10(赤)							○				○	○			○	○	コトネアスター		
	サネカズラ(ビナンカズラ)						○				10(赤)							○				○				○	○	サネカズラ(ビナンカズラ)		
	ジャガ				○		○			4~5(白)								○				○				○	○	○	ジャガ	
	スイカズラ							○		5~7(白(淡黄))			○					○								○	○	スイカズラ		
	セキショウ							○	○	4~6(淡黄)								○				○				○	○	セキショウ		
	ツワブキ				○	○												○				○				○	○	ツワブキ		
	ハラン				○		○											○				○	○			○	○	ハラン		
	ヒベリカムカリシナム				○		○			6~7(黄)								○				○				○	○	ヒベリカムカリシナム		
	ヒベリカムヒデコート						○	○		5~6(黄)								○				○	○			○	○	ヒベリカムヒデコート		
	フッキソウ				○		○			4~5(淡黄緑)								○	○	○	○					○	○	フッキソウ		
	ムベ				○		○			5~6(白やや淡紅)	10(赤紫)											○	○			○	○	○	ムベ	
ヤブラン		○		○					8~9(淡紫)								○				○	○			○	○	○	ヤブラン		
ロニセラ・ニティダ				○		○											○								○	○	ロニセラ・ニティダ			

自然的環境保全配慮書における動植物の生息・生育環境についての配慮について

1 「希少な動植物」について

「希少な動植物」と考えられるのは、川崎市域において確認された種のうち、環境省のレッドデータブックあるいは神奈川県レッドデータリストに記載されており、生息・生育環境の変化から種の絶滅あるいは近年の個体数の著しい減少が懸念される種、あるいは分布している環境が限られているため、保全が課題であると考えられる種を、平成12年度から市で行っている水と緑の生態系現況調査の調査結果を参考に、別表のとおり抽出したものをさすこととする。

ただし、ここに記載されていない種についても、生態系という自然界のバランスの中で存在している以上、自然と共生した生活環境の形成による持続可能な社会の構築をめざしていくうえで、個々の自然的環境に応じた配慮を怠らない姿勢が必要である。

2 「動植物の生息・生育環境についての配慮」について

別表で示す種について取り上げ、その配慮について生息・生育環境の保全の観点から記述をすることが望ましい。

別表

	種名称	大分類	小分類	説明
1	タマノカンアオイ	樹木・草花	草花	里山（樹林地）の改変に伴い減少
2	カンアオイ	樹木・草花	草花	里山（樹林地）の改変に伴い減少
3	カントウタンポポ	樹木・草花	草花	人為的影響により減少
4	ミズニラ	樹木・草花	草花	谷戸湿地の改変に伴い減少
5	カタクリ	樹木・草花	草花	里山（樹林地）の改変に伴い減少
6	イヌタヌキモ	樹木・草花	草花	谷戸湿地の改変に伴い減少
7	キンラン	樹木・草花	草花	里山（樹林地）の改変に伴い減少
8	ギンラン	樹木・草花	草花	里山（樹林地）の改変に伴い減少
9	シュンラン	樹木・草花	草花	里山（樹林地）の改変に伴い減少
10	エビネ	樹木・草花	草花	里山（樹林地）の改変に伴い減少
11	ハルゼミ	昆虫	ゼミ	アカマツ林の減少に伴い減少
12	ウラナミアカシジミ	昆虫	蝶	里山（樹林地）の改変に伴い減少
13	ギフチョウ	昆虫	蝶	里山（樹林地）の改変に伴い減少
14	オオムラサキ	昆虫	蝶	里山（樹林地）の改変に伴い減少
15	モートンイトトンボ	昆虫	トンボ	谷戸湿地の改変に伴い減少
16	ヤマサナエ	昆虫	トンボ	谷戸湿地の改変に伴い減少
17	チョウトンボ	昆虫	トンボ	谷戸湿地の改変に伴い減少
18	メダカ	魚	メダカ	水辺環境の改変に伴う減少
19	ホトケドジョウ	両生・爬虫類	ドジョウ	丘陵の清流環境の改変に伴い減少
20	ヤマカガシ	両生・爬虫類	蛇	谷戸湿地の改変に伴い減少
21	イモリ	両生・爬虫類	イモリ	谷戸湿地の改変に伴い減少
22	サシバ	猛禽類	鳥	里山（樹林地）の改変に伴い減少
23	オオタカ	猛禽類	鳥	森林の減少に伴い絶滅が危惧
24	カワセミ	猛禽類	鳥	良好な水辺環境の改変に伴い減少

川崎市緑化指針策定調査委員会

(敬称略)

委員長	丸田 頼一	千葉大学園芸学部教授
委員	勝野 武彦	日本大学農獣医学部教授
	輿水 肇	明治大学農学部教授
	越沢 明	長岡造形大学助教授
	米塚 正治	川崎市環境保全局長

事務局	川崎市環境保全局	管理部企画調査課 緑政部公園緑地課
-----	----------	----------------------

作業班 (株) 住環境設計

策定経過

検討内容

第1回委員会	「緑化指針の基本的事項について」
第2回委員会	「緑化指針(素案)について」

川 崎 市 緑 化 指 針

平成8年4月	策 定
平成9年4月	局名変更
平成11年5月	一部改正
平成12年12月	改 正
平成16年1月	一部改正
平成19年4月	一部改正
平成20年4月	一部改正
平成27年1月	一部改正
平成27年10月	一部改正
令和 年 月	一部改正

発 行 川 崎 市
編 集 建設緑政局

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044 (200) 2391